

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-06-01		戦略プラン	●協働 ○業務 ○財務 ○人事				
事務事業名	国民健康保険運営協議会事務		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西	
			担当者名	浜口		内線	2371	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-01-01		国民健康保険運営協議会費					
事務事業の種類	○新規事業（○8年度 ○7年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34	（ 1959 ）	年度	根拠	国民健康保険法			
終期設定	○有 ●無	（ ）	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条第2項の規定により、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため設置されている。本会の運営に当たっては、本会を構成する各々の委員の意見が尊重され、広く民意が反映されるとともに、同法の趣旨に沿った十分な審議が可能とされる協議会の運営を目指す。							
対象者等	・被保険者代表委員、保険医等代表委員、公益代表委員 各 6人 ・被用者保険等保険者代表委員 3人 計 21人 ※国民健康保険法施行令第3条及び荒川区国民健康保険条例第2条による定数。							
内容	本会が所掌する事項は、荒川区国民健康保険運営協議会規則第2条の規定により、区長の諮問に応じて、次の事項を審議することとされている。 (1) 療養の給付の充実及び改善に関すること。 (2) 保健事業に関すること。 (3) 前2号のほか、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項							
経過	1 昭和34年12月 国民健康保険と同時に設置 2 昭和61年 4月 被用者保険代表委員3名加入							
必要性	国民健康保険法により設置が義務づけられている。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤職員 ●会計年度任用職員) 会長が各代表委員を招集（定数の1/2以上の出席、かつ、被保険者代表委員、保険医等代表委員及び公益代表委員のそれぞれ1人以上の出席で開催可）。議事は、出席者の過半数で決する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	諮問事項承認率（％）	100	100	100	100	100	諮問事項承認数／諮問事項数
	②	委員出席率（％）	95	89	100	100	100	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
推進		推進		法定事務であり、引き続き幅広い意見を聴く必要があるため、推進する。				

(単位：千円)

行政費用では、給与関係費が大半を占めており、その内訳は職員人件費と本協議会委員に対する報酬となっている。行政収入は、その他（一般会計繰入金）である。

問是

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-06-02		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	趣旨普及費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西	
			担当者名	佐藤、高瀬		内線	2372	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-01-01	趣旨普及費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34	（ 1959 ）	年度	根拠				
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	国民健康保険制度のしくみ、給付内容、諸手続き等を被保険者に周知するとともに、国民健康保険財政の現状等を区民全般に伝えることにより、国民健康保険事業に対する理解と協力を得る。							
対象者等	区民全般							
内容	1 国保だよりの発行（令和8年度） （1）配布枚数 41,000部 （2）配布時期 6月 （3）配布方法 6月に発送する納入通知書に同封及び各区民事務所窓口等で配布する。 2 あらかわ区報による周知（随時） 3 リーフレット等の配布 （1）国保制度PR用リーフレット「くらしのみかた国保ガイドブック」 （2）その他必要に応じて庁内印刷で発行 4 ポスター等の掲示							
経過	1 昭和34年国民健康保険発足 2 国民健康保険が地域住民相互扶助の制度であることを、さまざまな方法により周知 3 平成16年度から、国民健康保険料賦課算定を1回とすることに伴い、これまで年3回発行していた国保だよりを現在は年1回発行に変更							
必要性	被保険者に対し、制度のしくみや国民健康保険の財政状況などの情報を提供することは保険者の責務である。また、被保険者及び区民全般の理解と協力を得るために、国民健康保険事業の趣旨を広く普及することは必要不可欠である。							
実施方法	（ ☒ 直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	あらかわ区報掲載実績(件)	35	31	31	33	40	掲載記事の件数（年間）
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
推進	推進	広報内容を充実し、効果的な周知等に重要な事業であるため、推進する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,071	1,161	90	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	816	641	▲ 175		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	816	641	▲ 175
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	816	641	▲ 175
		賞与・退職給与引当金繰入額	104	309	205		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,175	▲ 1,470	▲ 295
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		1,991	2,111	120	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,175	▲ 1,470	▲ 295
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,175	▲ 1,470	▲ 295

備考

行政費用では、給与関係費と、物件費として、国保だより及び国保ガイドブックの印刷費がかかっている。
行政収入は、その他（一般会計繰入金）である。

問題点・課題

制度改正が頻繁に行われ複雑化していることから、様々な方法により被保険者に周知することで、認知度を向上させる必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、国保だよりやリーフレット、区報、区ホームページ等を活用し、国保制度についての周知を行う。	国保だよりやリーフレット、区報、区ホームページ等を活用し、国保制度についての周知を行った。	引き続き、国保だよりやリーフレット、区報、区ホームページ等を活用し、国保制度についての周知を行う。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-06-03		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	国民健康保険団体連合会負担金支		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西	
	出事務		担当者名	望月		内線	2372	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-01-01		国民健康保険団体連合会負担金					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 34	（ 1959 ）	年度	根拠	国民健康保険法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	東京都国民健康保険団体連合会会員負担金規定			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	本事務は、国民健康法第83条に基づき、東京都内の保険者（区市町村・国民健康保険組合）が共同して目的を達成するため、東京都知事の認可を受け設立された東京都国民健康保険団体連合会（公法人）に運営経費を支出するものである。							
対象者等	東京都国民健康保険団体連合会は、東京都において国民健康保険事業を行う特別区（23区）、市町村（39市町村）、国民健康保険組合（21組合）の83保険者によって構成されている。							
内容	1 都内の保険者は、共同して事務処理を行うため東京都国民健康保険団体連合会を設立し、診療報酬請求明細書の審査・支払の委託等を行っており、その運営経費を負担金として支出している。また、構成員からの負担金及び審査支払の手数料のほか、国庫補助金及び東京都費補助金などで運営されている。 2 負担金 （1）連合会が算出した6～8年度の総負担金額を各保険者の被保険者数を基に按分し、6～8年度の負担金額を決定する。※令和6年度から導入 （2）被保険者割額 単価（連合会総会で議決した被保険者1人当りの額）×月末被保険者数年平均 ※令和6年度から廃止 （3）事務費割額 事務費割の基本数値×率（連合会総会で議決した率）※令和元年度から廃止 3 平成23年9月から「国保総合システム」を導入、稼働している。なお、システム機器等の導入経費について、各保険者が分担金を支出したが、調整交付金（国庫補助金）で全額交付された。							
経過	昭和34年1月 東京都国民健康保険団体連合会設立（負担金及び手数料のほか国庫・都補助金等で運営）							
	平成31年4月 事務費割額を令和元年度徴収分から廃止 被保険者割額の単価が段階的に増加							
	令和6年4月 被保険者割額が廃止され、被保険者数実績を基にした按分方式に賦課方法が変更された。							
必要性	各保険者が共有する事務処理を一括して委託することにより、スケールメリットがある。							
実施方法	（ ☒ 直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員）							
	負担金の支払は、東京都国民健康保険団体連合会の請求に基づき、4期に分けて支出。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	736	726	▲ 10	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	4,282	4,282	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	4,282	4,282	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	4,282	4,282	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	71	193	122		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 807	▲ 919	▲ 112
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	5,089	5,201	112		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 807	▲ 919	▲ 112
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 807	▲ 919	▲ 112		

備考	行政費用では、補助費等として、東京都国民健康保険団体連合会の負担金がかかっている。 行政収入は、その他（一般会計繰入金）である。
----	---

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	-	-	-
②			
③			

他 区 状	(実施 22 区)		未実施 0 区		不明 0 区)	
	被保険者数によって、納める負担金額が各保険者により異なる。					

議会議問状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-06-04		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☒ 財務	☐ 人事
事務事業名	国民健康保険事業特別会計の拠出金及び納付金、その他諸支出金		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西
			担当者名	浜口		内線	2371
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-01-01		延滞金				
	01-01-01		還付加算金				
	01-01-01		一時借入金利子				
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 58	（ 1983 ）	年度	根拠	国民健康保険法、東京都国民健康保険事業費納付金条例 ほか		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的	国民健康保険事業特別会計における国民健康保険事業費納付金、その他諸支出金に関する事務						
対象者等	国民健康保険被保険者、各保険者、東京都国民健康保険団体連合会、国及び都						
内容	1 東京都に対して納付する納付金等（国民健康保険事業費納付金） 国保制度改革に伴い、平成30年度4月から制度開始。区から国、都、東京都国民健康保険団体連合会等に納付していた各種拠出金等について、都が一括して管理・支出を行うこととなり、都が各区市町村の納付金額を決定し、各区市町村が都へ納付する。納付金には、(1)医療給付分、(2)後期高齢者支援金等分、(3)介護納付金分、(4)子ども・子育て支援納付金分がある。 2 制度改正以前の拠出金等（現在は国民健康保険事業費納付金に含まれる） 介護納付金、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金 高額医療費共同事業医療費拠出金、保険財政共同安定化事業医療費拠出金、共同事業拠出金 3 その他諸支出金 保険料過誤納還付金（出納整理期間を経過した過誤納金の返還金）、国・都支出金返還金（負担金・都補助金の精算による返還金）、一般会計繰出金（一般会計へ繰出すもの）						
経過	1 介護納付金 平成9年12月介護保険法公布、平成12年4月介護第2号被保険者保険料賦課・収納を開始 2 前期高齢者納付金 平成20年4月前期高齢者納付金開始 3 後期高齢者支援金 平成20年4月後期高齢者支援金開始 4 高額医療費共同事業医療費拠出金 平成12年4月高額医療費共同事業医療費拠出金開始 5 保険財政共同安定化事業医療費拠出金 平成18年4月保険財政共同安定化事業拠出金開始 6 共同事業拠出金 昭和59年4月共同事業拠出金開始 7 国民健康保険事業費納付金 平成30年4月事業費納付金制度開始 8 子ども・子育て支援納付金開始 令和8年4月子ども・子育て支援納付金開始						
必要性	国民健康保険法第75条の7第2項の規定により、区は都に対して国民健康保険事業費納付金の納付義務を負う。						
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 関係法令等に基づき都が算定した金額を都に納付する。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
8年度	9年度						
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	事業費納付金（一般・医療分）	5,376,271	負担金補助等	事業費納付金（医療分）	5,026,825	負担金補助等	事業費納付金（医療分）	4,714,669
負担金補助等	事業費納付金（退職者・医療分）	120	負担金補助等	事業費納付金（後期高齢者支援金分）	1,711,295	負担金補助等	事業費納付金（後期高齢者支援金分）	1,716,112
負担金補助等	事業費納付金（一般・後期高齢者支援金分）	1,629,995	負担金補助等	事業費納付金（介護納付金分）	571,532	負担金補助等	事業費納付金（介護納付金分）	589,855
負担金補助等	事業費納付金（退職者・後期高齢者支援金分）	0	負担金補助等	財政安定化基金拠出金	0	負担金補助等	事業費納付金（子ども・子育て支援納付金分）	162,265
負担金補助等	事業費納付金（介護納付金分）	584,824	負担金補助等	還付金・返還金・繰出金	471,912	負担金補助等	財政安定化基金拠出金	1
負担金補助等	退職医療費共同事業医療費拠出金	0				負担金補助等	還付金・返還金・繰出金	79,028
負担金補助等	還付金・返還金・繰出金	414,943						

備考	行政費用では、補助費等として、国民健康保険事業費納付金と都支出金等の償還金の支出が大半を占めている。その他行政費用は、一般会計繰出金の支出である。行政収入では、地方税等（保険料）と都支出金（特別交付金）、その他（一般会計繰入金）等で構成されている。
問題点・課題	—

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-06-05		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	保健事業費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西	
			担当者名	伊藤・高橋		内線	2381・2372	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-01-01		保養施設事業費					
	01-03-01		保健事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 59	（ 1984 ）	年度	根拠	国民健康保険法、東京都国民健康保険団体連合			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	会拠出金規則及び共同処理要綱			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	保健事業の実施を通じて被保険者の健康の保持増進を図ることにより、医療費の増加を抑制し、国民健康保険財政の健全化を図る。							
対象者等	被保険者							
内容	1 保養施設の開設 被保険者は、一般より安価に宿泊施設（8年度：5施設）を利用できる。 2 温浴施設 被保険者は、日帰りで行くことのできる温泉（温浴）施設（8年度：3施設）を通常より安価で利用できる。 3 医療費分析を踏まえた糖尿病重症化予防等 糖尿病・糖尿病性腎症の重症化予防の指導等を行う。							
経過	1 昭和34年12月 国民健康保険制度発足 2 昭和59年 保健事業開始 3 平成元年7月 国民健康保険施行30周年を記念し、海の家（宿泊施設）開始 （平成24年度をもって事業廃止） 4 平成 8年7月 山の家（群馬県、平成16年度をもって事業廃止）、海の家（日帰り施設）開始 （平成14年度をもって事業廃止） 5 平成24年2月 温浴施設（日帰り）と割引契約 6 平成27年7月 新たな宿泊施設と契約（かんぼの宿（令和4年3月末契約終了）、お宿ねっと（平成28年3月末契約終了）） 7 平成27年4月糖尿病重症化予防事業等について医療費適正化対策事業より組み換え 8 温浴施設（日帰り）東京染井温泉Sakura、令和7年3月末契約終了							
必要性	保険者は、国民健康保険法第82条に基づき、特定健康診査、健康教育、健康相談、健康管理、疾病の予防及び健康の保持増進等のために必要な事業を行うよう努めることとされている。							
実施方法	（ ☒ 直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
	1 保養施設の開設・・・年度当初に、宿泊施設と指定契約を締結する。（利用の受付は宿泊施設） 2 温浴施設・・・・・・年度当初に、温浴施設と指定契約を締結する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	保養施設利用者（人）	79	132	83	90	150	
	②	温浴施設利用者（人）	229	126	166	170	180	浅草ROXまつり湯（7年度～）
③	糖尿病重症化プログラム（人）	9	14	17	40	40	糖尿病重症化予防プログラム完了者	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		被保険者の健康の保持増進のために必要な事業であるため、継続して実施する。				

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講演会講師謝礼	1	報償費	講演会講師謝礼	0	報償費	講演会講師謝礼	124
需用費	食糧費・消耗品費等	118	需用費	食糧費・消耗品費等	87	需用費	食糧費・消耗品費等	217
役務費	郵送料・手数料	4,671	役務費	郵送料・手数料	5,124	役務費	郵送料・手数料	5,751
委託料	糖尿病重症化予防事業等委託	17,640	委託料	糖尿病重症化予防事業等委託	19,170	委託料	糖尿病重症化予防事業等委託	23,232
使用料及び賃借料	保健事業面談会場	0	使用料及び賃借料	保健事業面談会場	0	使用料及び賃借料	保健事業面談会場	38

(単位：千円)

備考	行政費用は、物件費として、糖尿病重症化予防事業等業務委託料が大半を占めている。 行政収入は、都支出金（特別交付金）及びその他（一般会計繰入金）である。
問題点・課題	○指定保養施設の利用者を増加させるため、効果的な周知をすることで認知度を向上させていく。 ○糖尿病等重症化予防事業では、参加者を増やすため保健指導方法や実施回数を選択制を継続するとともに、通知内容を工夫する必要がある。また、各年代にあったプログラムとなるよう工夫する。

令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
------------------------	-------------------------	--------------------------

他 区 の 実 況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
	(詳細) ・ 保養施設、温浴施設事業 : 実施 1 1 区、未実施 1 1 区、不明 0 区 ・ 糖尿病重症化予防事業 : 実施 2 2 区、未実施 0 区、不明 0 区								

議 會 質 問 狀 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-06-06		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	脳ドック受診助成事業		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西	
			担当者名	高橋		内線	2372	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-02-01	脳ドック受診助成事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 23	（ 2011 ）	年度	根拠	国民健康保険法、荒川区国民健康保険条例、荒川区脳ドック受診助成事業補助金要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等	荒川区脳ドック受診助成事業補助金要綱		
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	脳卒中（脳血管疾患）は、日本人の死因の上位を占める病気であり、発症初期には自覚症状がないことも多く、放置していると重症化し、深刻な結果を引き起こす病気である。そこで、早期発見・治療につながる脳ドック受診の費用の一部を助成することで重症化を防ぎ、健康寿命の延伸を図る。							
対象者等	・ 受診時に40歳以上の荒川区国民健康保険の被保険者 ・ 保険料の滞納がない世帯の被保険者 ・ 住民税に滞納がない被保険者							
内容	・ 脳ドック受診費用の半額とし、2万円を限度とする。 ・ 2か年度、連続して助成を受けることはできない。 ・ 脳ドック受診者数拡大に向け、令和2年度から「脳ドック受診キャンペーン」を実施 ・ 令和4年度から「脳ドック受診&健康診査のコラボキャンペーン」を実施 （1） 内容 脳ドックを受診し、健康診査を7月～9月末までに受診された方のうち、健康診査の結果の血圧にかかる数値が正常値の方に対し、区内商品券500円分を贈呈 （2） 対象期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日 （3） 対象人数 先着200名（国保・後期合算）							
経過	・ 平成23年7月1日から事業開始。 ・ 令和2年度から脳ドック受診者数拡大に向け、「脳ドック受診キャンペーン」を実施 ・ 令和3年9月から電子申請による申請書の受付を開始。 ・ 令和4年度から「脳ドック受診&健康診査のコラボキャンペーン」を実施							
必要性	・ 年々増加する医療費を抑制するため、脳疾患の早期発見、予防を図るに当たり、脳ドックの受診に係る経費を助成することで、受診を促進させる必要がある。							
実施方法	（ ☐ 1直営 ☐ ） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 申請受付→審査→助成決定→請求書・受診を証明する書類受理→審査→助成							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	脳ドック受診助成者数(人)	329	273	313	300	330	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
推進	推進	被保険者の健康増進事業であるため、推進する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,879	2,829	▲ 50	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	69	110	41		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	3,737	4,410	673		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	3,806	4,520	714
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	3,806	4,520	714
		賞与・退職給与引当金繰入額	279	752	473		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,158	▲ 3,581	▲ 423
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	6,964	8,101	1,137		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,158	▲ 3,581	▲ 423
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,158	▲ 3,581	▲ 423		

備考	行政費用では、給与関係費と、補助費等として、脳ドック受診助成金が大半を占めている。6年度と比較して7年度は、助成件数が増加したことから、補助費等に関する行政費用も増加している。 行政収入は、その他（一般会計繰入金）である。
----	--

利用者拡大のため、今後も積極的な周知を行う。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	より一層の周知を図るため、従来 行っていた周知の他に医療機関にも 案内チラシを配布する。	医療機関への案内チラシの配布、区 報、ホームページにより周知を行っ た。	区報、ホームページなどを活用 し、効果的な制度周知を行い、利 用者の拡大を図っていく。
②			
③			

状況	地区の実	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)
		人間ドックについては、千代田区、台東区（特定健診を受診していない方を対象とした人間ドックについては大田区、江東区、品川区、渋谷区、板橋区）で実施しているが、脳ドックの受診助成をする区はない。健康保険組合、共済組合等では、同種の事業を実施している保険者が多い。

- | | |
|-----------|--|
| 況
(要旨) | <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度11月会議「脳ドックの助成をすべき」 ・平成20年度11月会議「脳ドックの助成をすべき」 ・平成22年度11月会議「脳ドック検診を積極的に検討すべき」 ・平成28年度6月会議「脳ドックについて、更なる周知を図るべき」 |
|-----------|--|

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-06-07		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	特定健診・特定保健指導事業		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西	
			担当者名	望月		内線	2372	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-01-01		特定保健指導事業費					
	01-01-01		特定健康診査事業費					
	01-01-01		特定健診・保健指導システム運用管理費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	高齢者の医療の確保に関する法律			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導を実施することにより、健康寿命の延伸と早世の減少の実現を図り、だれもが健康で安心して暮らせる社会の形成を目指す。							
対象者等	40～74歳の国保加入者 ※当該年度の7月1日～3月31日の間に75歳となる国保加入者については「国民健康保険健康診査」として実施（健診項目は特定健診と同内容）							
内容	1 特定健診の実施（期間：7月1日～11月30日） ・内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者とその予備群の早期発見に着目した特定健診を実施する。 ・対象者に受診券を郵送（6月下旬）→対象者は区内の健診実施医療機関で、受診券とマイナ保険証または資格確認書を提示して受診する。 2 特定保健指導の実施（期間：9月上旬～） ・特定健診の受診結果から、保健指導対象者を選定し、健康状況に応じて「動機付け支援」「積極的支援」に階層化した特定保健指導を実施する。 ・対象者に受診勧奨通知・利用申込書等案内を送付（受診後2か月程度後）→区が委託する保健指導機関に予約のうえ、利用する。							
経過	・平成20年3月 荒川区特定健康診査等実施計画（第1期、20～24年度）の策定 ・平成22年度から健診実施期間を1か月延長（7月～10月実施 ⇒ 7月～11月実施） ・平成23年度から連続未受診者に勧奨ハガキの送付を開始 ・平成25年3月 荒川区特定健康診査等実施計画（第2期、H25～29年度）の策定 ・平成26年度から、過去2年連続未受診者への受診勧奨ハガキの送付に加え、受診の結果、判定値を超えているにも関わらずその後医療機関を受診していない者に対して「医療機関受診勧奨通知」を送付 ・平成30年3月 荒川区特定健康診査等実施計画（第3期、H30～R5年度）の策定 ・令和6年3月 荒川区特定健康診査等実施計画（第4期、R6～11年度）の策定							
必要性	平成20年に「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、各医療保険者に40歳から74歳の被保険者を対象とした、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられた。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
	1 特定健診・・・業務委託（荒川区医師会） 2 特定保健指導・・・業務委託（プロポーザルにて業者選定）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	特定健診受診率（％）	43.2	42.9	40.2	51.0	51.0	受診者数/対象者数（7年度は見込み、8年度は目標値）
	②	特定保健指導実施率（％）	4.9	8.7	8.3	30.0	30.0	受診者数/対象者数（7年度は見込み、8年度は目標値）
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
重点的に推進		重点的に推進		健康部との連携を強化し、荒川区特定健康診査等実施計画（第4期）に掲げた目標に向け取り組むため、重点的に推進する。				

予算・決算額等の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額		273,470	235,080	226,941	230,096	230,731	213,306	207,819
決算額（8年度は見込み）		220,665	225,026	207,923	193,844	186,031	175,010	207,819
実績 の 推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	特定健診受診率（％）	43.6	45.5	43.9	43.2	42.9	40.2	51.0
	特定保健指導実施率（％）	5.9	2.6	9.3	4.9	8.7	8.3	30.0
	※7年度は見込み・8年度は目標値							

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	印刷製本（健診結果票等）外	662	需用費	印刷製本（健診結果票等）外	663	需用費	印刷製本（健診結果票等）外	871
需用費	印刷製本（保健指導利用券）外	0	報償費	委員謝礼	40	報償費	委員謝礼	80
役務費	受診券郵送料	1,792	役務費	受診券郵送料	2,241	役務費	受診券郵送料	2,367
役務費	利用券等郵送料	0	委託料	健診・保健指導業務委託等	168,467	委託料	健診・保健指導業務委託等	200,894
委託料	健診・保健指導業務委託等	179,804	使用料及び賃借料	回線使用料	188	使用料及び賃借料	回線使用料	195
使用料及び賃借料	回線使用料	193	負担金補助及び交付金	健診・保健指導負担金	3,411	負担金補助及び交付金	健診・保健指導負担金	3,412
負担金補助及び交付金	健診・保健指導負担金	3,580						

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,548	3,918	370	行政収入	地方税等	27,483	24,549	▲ 2,934
		物件費	182,452	171,559	▲ 10,893		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	54,965	49,097	▲ 5,868
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	3,580	3,451	▲ 129		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	103,584	101,364	▲ 2,220
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	186,032	175,010	▲ 11,022
		賞与・退職給与引当金繰入額	344	1,042	698		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,892	▲ 4,960	▲ 1,068
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		189,924	179,970	▲ 9,954	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 3,892	▲ 4,960	▲ 1,068
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 3,892	▲ 4,960	▲ 1,068	

備考	行政費用では、物件費として、健診・保健指導業務委託料が大半を占めている。6年度と比較して7年度は、受診者数の減により、物件費が減少している。行政収入は、地方税等（保険料）と都支出金（特定健康診査等負担金）、その他（一般会計繰入金）である。
----	---

問題点 ○国が定める市町村国保の受診率目標値を目指すこととなっており、国基準の目標値は60%となっている。
○特定健診の受診率は40%台を推移しているが、男女ともに40歳代、50歳代の受診率が低水準のままとなっている。特に40歳代の男性が約20%でもっとも低くなっている。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、様々な広報手段を活用し、被保険者に対して健診の受診に繋がる情報提供を行う。	区報、ホームページ、SNSの掲載、ポスター掲示等で周知を行った。また健康アプリで受診者にポイントを付与し、受診率の向上を図った。	引き続き、様々な広報手段を活用し、被保険者に対して健診の受診に繋がる情報提供を行う。
②	引き続き、受診に繋がる勧奨となるよう工夫していく。	前年度未受診者へ文書での受診勧奨を行った。受診勧奨は、対象者の年代等で異なる文面にし、効果的な内容となるよう工夫した。	引き続き、受診に繋がる勧奨となるよう工夫していく。
③			

他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
---	------	----	---	-----	---	---	----	---	----

区の実
施状況

議 会 要 質	・平成18年度6月会議「健康づくりを予防重視で全庁的に取り組むべき」 ・令和元年度9月会議「特定健康診査等の項目に聴力検査を加えること」 ・令和5年度2月会議「実施時期の検討、土日における健診」
------------------	---

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-06-08		戦略プラン	○ 協働	● 業務	● 財務	○ 人事	
事務事業名	賦課事務費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西	
			担当者名	白木		内線	2374	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-04-01	賦課事務費					
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 8年度 ○ 7年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 34（ 1959 ）年度	根拠	国民健康保険法					
終期設定	○ 有 ● 無（ ）年度	法令等	荒川区国民健康保険条例					
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画		● 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	国民健康保険加入者への医療給付等に充当する財源を確保するため、保険料を賦課する。保険料率は国保加入者の人数や賦課の元となる所得額を勘案して保険者ごとに算定する。							
対象者等	荒川区の区域内に住所を有するすべての者。ただし、次の者は除く。 （１）職場の健康保険に加入している被保険者及びその被扶養者 （２）生活保護受給者（３）後期高齢者医療制度に加入している被保険者							
内容	1 被保険者の資格取得・喪失 国民健康保険の資格取得・喪失は、出生・死亡、転出・転入、被用者保険等他保険の離脱・加入等の発生により生じる。世帯主には届出義務があり、事実の発生から14日以内と定められている。 2 保険料の賦課 保険料は旧ただし書き所得に応じた所得割額に1人あたり定額の均等割額を合算して算出する。 3 資格確認書・資格情報のお知らせの交付 資格確認書・資格情報のお知らせは、被保険者の資格取得を示すとともに、療養給付を受けるとき医療機関に提出する医療券でもある。（資格情報のお知らせはマイナ保険証が利用不可の際に使用） 4 保険料納入通知書の発行及び転入者に係る税照会 5 資格の適用適正化調査（被用者保険加入者等の調査）及び広報活動							
経過	平成12年 4月 都区制度改革に伴い特別区国民健康保険調整条例廃止、23区統一保険料方式開始 平成15年 4月 被保険者証カード型変更（一人一枚） 平成16年 4月 保険料賦課の一回化（4月・7月⇒6月） 平成20年10月 保険料の特別徴収実施（口座振替との選択制有） 平成23年 4月 保険料所得割額の賦課基準を住民税額から旧ただし書き所得に変更 平成30年 4月 国民健康保険制度改正（都道府県が財政運営の責任主体となる） 令和 2年 6月 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免開始 令和 3年10月 オンライン資格確認システム運用開始 令和 4年 4月 未就学児均等割額の5割軽減開始（全世代対応型の社会保障制度を構築する～法律） 令和 6年 1月 産前産後期間相当分の保険料の免除開始 令和 6年12月 被保険者証の新規発行終了（マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行開始）							
必要性	国民健康保険法第76条において、「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主または組合員から保険料を徴収しなければならない。」と規定されている。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	オンライン資格確認による資格重複者に対する勧奨通知(通)	599	1,360	1,825	1,965	1,360	
	②	電子申請数	138	2,126	2,628	2,955	3,309	加入、喪失、再交付等
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
推進		推進		資格賦課事務は国保全ての基礎となる業務であり、厳格かつ適正な執行が求められる事業であるため、推進する。				

(単位：千円)													
行政コスト計算書	勘定科目				6年度	7年度	差額	勘定科目			6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	96,334	113,060	16,726	行政収入	地方税等	0	0	0			
		物件費	24,504	23,520	▲ 984		国庫支出金	11,712	232	▲ 11,480			
		維持補修費	0	0	0		都支出金	2,351	970	▲ 1,381			
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0			
		補助費等	25	28	3		使用料及び手数料	0	0	0			
		減価償却費	0	0	0		その他	34,912	43,826	8,914			
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	48,975	45,028	▲ 3,947			
		賞与・退職給与引当金繰入額	7,622	24,757	17,135		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 79,510	▲ 116,337	▲ 36,827			
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0			
	行政費用合計(b)	128,485	161,365	32,880	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 79,510	▲ 116,337	▲ 36,827					
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0					
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 79,510	▲ 116,337	▲ 36,827					

備考	行政費用では、物件費として、印刷製本費や郵送料が大半を占めている。行政収入は、国庫支出金、都支出金、及びその他（一般会計繰入金）であるが、国庫支出金については、マイナンバーカードと健康保険証の一体化対応に関する補助金（社会保障・税番号制度システム整備費補助金）が減となっている。
問題点・	・ 国保の制度を理解しにくい外国人に対する周知等を促進することで、収納率向上を目指す。 ・ 被保険者資格の適正な適用は、医療の確保及び保険料の賦課を行う前提となる基本事項であることから、被保険者の資格の適確な把握と早期適用に努める必要がある。 ・ 来庁者の負担軽減を図るため、係の窓口事務を見直し、より効率的な運営を目指す。

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	外国人被保険者の来庁等の機会を活かし、丁寧な制度説明に努める。	加入者が増加傾向にあるタイ語、モンゴル語、ウズベキスタン語に対応したチラシを新たに作成し、外国人の周知促進に努めた。	区内にある日本語学校と協力して、より多くの外国人に国保制度を理解いただくよう周知に努めていく。
②	引き続き、国保と社保の二重加入の疑いがある方に対して年3回程度の勧奨を行い、資格適正化を推進する。	二重加入の疑いがある方に対して、国保を脱退する手続きの勧奨を5月、9月、12月の3回行った。	引き続き、国保と社保の二重加入の疑いがある方に対して年3回以上の勧奨を行い、資格適正化を目指す。
③	各種手続きを見直し、電子申請が可能な手続きを増やし、窓口改善を推進する。	7年度から新たに3つの手続きの電子申請を開始し、区民の利便性向上を推進した。	拡充した電子申請の更なる周知を図ることで、加入者の負担を軽減させる。

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)							
議 会 質 問 状 況 (要旨)	平成30年度11月会議「均等割があることで社会保険料と比較して高額であることについて」							
	平成30年度11月会議「多子世帯について、均等割の減額免除制度を創設すべき」							
	令和元年度 6月会議「保険料の引下げと子どもの均等割分を実質的に減額免除する支援制度の創設」							
	令和 5年度 6月会議「マイナンバーカードと保険証の一体化について」							
	令和 6年度 9月、11月会議「マイナ保険証を持たない区民の不安に寄り添い、適切な情報提供を図ること」							

事務事業分析シート（令和8年度）										No1
事務事業コード		08-06-10			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☒ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		給付事務費			部課名		福祉部国保年金課		課長名	
					担当者名		大友		内線	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-05-01			給付事務費					
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 34（ 1959 ）年度			根拠		国民健康保険法			
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度			法令等		荒川区国民健康保険条例			
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価 事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
		施策		04 健康を支える保険・医療体制の適正な運営						
目的		被保険者への保険給付を円滑かつ適正に進めるため、給付事務に要する費用を支出する。								
対象者等		被保険者及び保険医療機関等								
内容		1 保険給付支給等に係る事務費、会計年度任用職員報酬等 2 第三者行為求償事務等委託 3 療養費入力点検作業等委託 4 海外療養費調査委託								
経過		昭和34年12月 国民健康保険発足と同時に事務開始								
必要性		保険給付の公平性及び医療費の適正化を図るため、重要な事務である。								
実施方法		（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)		
	①	—								
	②									
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
8年度		9年度								
継続		継続		被保険者へ適正な保険給付を行っていくため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額		13,283	12,418	10,375	11,648	12,953	16,860	13,448
決算額（8年度は見込み）		7,153	6,611	5,957	6,039	6,258	9,120	13,448
実績 の 推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤職員報酬	914	報酬	非常勤職員報酬	1,855	報酬	非常勤職員報酬	2,319
職員手当等	期末手当	357	職員手当等	期末手当	906	職員手当等	期末手当	1,137
共済費	会計年度任用職員雇用保険料等	217	共済費	会計年度任用職員雇用保険料等	259	共済費	会計年度任用職員雇用保険料等	589
旅費	会計年度任用職員費用弁償	39	旅費	会計年度任用職員費用弁償	64	旅費	会計年度任用職員費用弁償	100
需用費	消耗品、印刷製本	555	需用費	消耗品、印刷製本	996	需用費	消耗品、印刷製本	1,068
役務費	郵送料	2,204	役務費	郵送料	2,219	役務費	郵送料	3,357
委託料	第三者行為損害賠償請求事務等委託	1,972	委託料	第三者行為損害賠償請求事務等委託	2,821	委託料	第三者行為損害賠償請求事務等委託	4,878

行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	13,536	15,092	1,556	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	4,770	6,100	1,330		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	3	5	2		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	6,258	9,120	2,862
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	6,258	9,120	2,862
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,208	3,268	2,060		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 13,259	▲ 15,345	▲ 2,086
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)		19,517	24,465	4,948	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 13,259	▲ 15,345	▲ 2,086	
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		39	0	▲ 39	
特別収支差額(f)-(g)=(h)		39	0	▲ 39	当期収支差額(e)+(h)		▲ 13,220	▲ 15,345	▲ 2,125	

備考	行政費用では、物件費として高額療養費支給通知等の郵送料や、第三者行為損害賠償請求事務委託等がかかっている。行政収入はその他（一般会計繰入金）である。
----	--

問題点・課題	
--------	--

問題点・課題の改善策			
	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)									

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-06-11		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	医療費適正化対策事業		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西	
			担当者名	東膳・伊藤・石原・大友		内線		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-08-01	医療費適正化対策事業費					
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	平成 5	（ 1993 ）	年度	根拠	国民健康保険法、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	医療費の適正化を図るとともに、被保険者に対し健康や予防に関する意識の向上を促す。							
対象者等	被保険者及び保険医療機関							
内容	1 医療費分析を踏まえた医療費適正化事業 (1) 医療費分析 (2) 受診行動適正化指導 (3) ジェネリック医薬品利用差額通知 2 医療費通知の実施 主な医療費通知の内容 (1) 受診者に関すること (2) 受診年月に関すること (3) 受診区分・日数に関すること (4) 医療機関等の名称に関すること (5) 医療費の額に関すること 3 診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）点検員によるレセプト内容点検の充実強化							
経過	1 平成 3年 4月 疾病分類統計調査の開始 2 平成 8年 4月 レセプト点検員制度導入（専門非常勤を配置） 3 平成12年 6月 医療費通知の実施（実施要領を制定） 4 平成17年 9月 重複・頻回受診者訪問指導事業開始（平成22年3月をもって終了） 5 平成20年 4月 レセプト点検専門員によるレセプト内容点検の委託業務を開始 6 平成20年12月 画像レセプト方式導入、診療報酬明細書内容点検業務委託を開始 7 平成21年 8月 ジェネリック医薬品希望カード配布 8 平成25年 4月 糖尿病重症化予防等による医療費適正化事業の開始 9 平成27年 4月 糖尿病重症化予防等一部事業を保健事業費に組み換え 10 平成30年11月 不当利得返還請求電話催告業務委託を開始 11 平成31年 2月 医療費通知の内容変更（確定申告手続きに活用できる仕様に変更）							
必要性	当区の一人当たり医療費は、23区平均より高い水準にあることから、抑制のためにも医療費適正化対策事業の効果を検証し、継続する必要がある。							
実施方法	（ ☒ 一部委託） （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 1 国民健康保険診療（調剤）報酬明細書内容点検業務委託 2 医療費適正化事業業務委託							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	ジェネリック差額通知・削減効果額（千円）	1,383,015	1,421,836	1,453,350	1,492,836	1,654,657	想定薬剤費－実質薬剤費
	②	レセプト点検の財政効果（円）	2,579	2,184	2,179	2,469	2,469	過誤調整額÷平均被保険者数
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
8年度		9年度						
重点的に推進		重点的に推進						
		医療費の適正化が保険者に強く求められているため、重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			32,783	29,907	25,647	29,542	33,171	35,210	35,139
決算額（8年度は見込み）			24,789	24,019	19,823	22,797	25,882	27,804	35,139
実績の推移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	ジェネリック・削減効果額（千円）		1,190,856	1,276,156	1,333,626	1,383,015	1,421,836	1,453,350	1,492,836
	レセプト内容点検（枚）		716,209	735,586	730,512	720,734	704,349	718,532	718,532
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報酬	会計年度任用職員報酬	8,211	報酬	会計年度任用職員報酬	8,873	報酬	会計年度任用職員報酬	8,920	
職員手当	会計年度任用職員期末手当	3,318	職員手当	会計年度任用職員期末手当	3,618	職員手当	会計年度任用職員期末手当	3,619	
共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,787	共済費	事務嘱託員社会保険料等	2,050	共済費	事務嘱託員社会保険料等	2,079	
旅費	事務嘱託員旅費	87	旅費	事務嘱託員旅費	153	旅費	事務嘱託員旅費	168	
需用費	ジェネリック医薬品啓発グッズほか	730	需用費	ジェネリック医薬品啓発グッズほか	305	需用費	ジェネリック医薬品啓発グッズほか	809	
郵送料	郵送料	2,470	郵送料	郵送料	2,394	郵送料	郵送料	4,060	
委託料	ジェネリック・レセプト点検等	9,279	委託料	ジェネリック・レセプト点検等	10,411	委託料	ジェネリック・レセプト点検等	15,484	

(単位：千円)									
行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	6年度					7年度			
	差額					差額			
	給与関係費	20,148	21,958	1,810		地方税等	0	0	0
	物件費	12,566	13,263	697		国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0		都支出金	10,971	10,313	▲ 658
	扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	16	18	2		使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0		その他	14,911	17,491	2,580
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	25,882	27,804	1,922
	賞与・退職給与引当金繰入額	865	2,272	1,407		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 7,713	▲ 9,707	▲ 1,994
	その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	33,595	37,511	3,916		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 7,713	▲ 9,707	▲ 1,994
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 7,713	▲ 9,707	▲ 1,994		

備	行政費用では、物件費として、ジェネリック医薬品促進通知作成等業務委託等の委託料がかかっている。行政収入では、都支出金（特別交付金）が大半を占めている。
---	---

問題点	○ジェネリック医薬品の供給量は、社会情勢により変化するものであるため、現況に留意しながら送付時期等を考慮する必要がある。 ○医療費通知については、医療費控除で使用したい旨の要望が多いため、マイナポータルでの医療費情報を閲覧可能なことを周知しつつ、分かりやすい通知の作成に努めていく。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	ジェネリック医薬品の供給不足や不信感の情勢下、利用率の向上のため、通知内容を工夫する。	ジェネリック医薬品の供給不足や不信感の情勢下、利用率の向上のため、通知内容を工夫した。削減可能額を新制度に対応させた。	ジェネリック医薬品の供給不足や不信感の情勢下、利用率の向上のため、通知内容を工夫する。
②	被保険者に普段の健康管理と医療機関への適切な受診の理解をより深めてもらえるよう通知内容の工夫を図る。	同封チラシに、医療費通知の送付目的や記載内容の注意事項等について記載し、わかりやすい通知に務めた。	被保険者に普段の健康管理と医療機関への適切な受診の理解をより深めてもらえるよう通知内容の工夫を図る。
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

令和元年度2月会議「ジェネリック医薬品の利用促進をやめるべき」

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-06-12		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	療養給付費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西	
			担当者名	東膳		内線	2382	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-01-01	療養給付費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34	（ 1959 ）	年度	根拠	国民健康保険法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	療養の給付とは、被保険者が病気やけがをしたとき、国民健康保険を使用することにより保険医療機関にかかった医療費の一部を支払うだけで診療を受けることができる保険給付のことである。その療養の給付（現物給付）に要した費用を支出する。							
対象者等	被保険者及び保険医療機関							
内容	1 療養の給付内訳 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ※なお、療養の給付そのものではないが、入院時食事療養費、訪問看護療養費に係る保険者負担分について本事業から支出する。							
経過	1 昭和34年12月 国民健康保険発足（世帯主7割・家族5割） 2 昭和40年 1月 家族7割給付実施 3 昭和59年10月 退職者医療制度発足 4 平成 6年10月 入院時食事療養費制度、訪問看護療養費の創設、付添看護療養費の廃止 5 平成 9年 9月 一部負担金（外来薬剤）改正 6 平成18年10月 一部負担金改正（70歳未満課税と上位所得者） 自己負担割合改正（70歳以上一定以上所得者） 7 平成20年 3月 退職者医療制度廃止（26年度まで65歳未満の退職者を対象として経過措置あり） 8 平成20年 4月 一部負担金改正70歳以上1割→2割負担 9 平成26年 4月 平成26年4月2日以降に70歳になる被保険者から自己負担割合が2割に変更 ※平成26年4月1日までに70歳以上になっている被保険者は、1割負担（現役並み所得者は3割負担）							
必要性	国民健康保険法第36条では、保険者は被保険者の疾病及び負傷に関しては、療養の給付を行うことと規定されている。							
実施方法	（ ☐ 一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 保険医療機関にてかかった医療費のうち、被保険者が支払った一部負担額を除いた額を委託先である東京都国民健康保険団体連合会を通じて、保険医療機関に支払う。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	一人当たりの療養諸費(円)	377,261	356,956	366,547	366,547	-	総費用額÷平均被保険者数
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続	法定事業であるため、継続して実施する。						

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			6年度	7年度	差額	勘定科目			6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	13,725	15,598	1,873	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	11,116,789	11,264,629	147,840		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	11,116,789	11,264,629	147,840		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	399	399		行政収入合計(a)	11,116,789	11,264,629	147,840		
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,331	4,148	2,817		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 15,056	▲ 20,145	▲ 5,089		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)	11,131,845	11,284,774	152,929	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 15,056	▲ 20,145	▲ 5,089				
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	650	0	▲ 650				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	650	0	▲ 650	当期収支差額(e)+(h)	▲ 14,406	▲ 20,145	▲ 5,739					

備考	行政費用は、補助費等として、療養給付費がかかっている。6年度と比較して7年度は、給付実績の増により、補助費等が増加している。行政収入は、都支出金（普通交付金）である。6年度の特別収入は不納欠損引当金額の減により戻入したものであるが、7年度は実績がない。
----	--

問題点・課題
○資格喪失後、荒川区国民健康保険を使用して保険医療機関を受診した場合は不当利得となるため、療養の給付（現物給付）保険者負担分の返還請求を行う。そのため、資格喪失の手続時に今後の受診状況等を確認し、返還請求に関する案内を行っているが、一人一人状況が違うため、その方の現況を考慮しながらより分かりやすい説明を行う必要がある。
○保険者同意による包括合意や保険者間の調整を活用し、不当利得の抑制及び早期回収に努めていく。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	オンライン資格確認や保険間調整を積極的に活用し、不当利得の抑制及び早期回収につなげる。	オンライン資格確認や保険間調整を積極的に活用し、不当利得の抑制及び早期回収につなげた。	オンライン資格確認や保険間調整を積極的に活用し、不当利得の抑制及び早期回収につなげる。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和8年度）										No1
事務事業コード		08-06-13			戦略プラン		○ 協働 ● 業務 ○ 財務 ○ 人事			
事務事業名		療養費			部課名		福祉部国保年金課		課長名	中西
					担当者名		船野・野口		内線	2382
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-01-01		療養費						
事務事業の種類		○ 新規事業 （ ○ 8年度 ○ 7年度 ）				○ 建設事業		● それ以外の継続事業		
開始年度		昭和 34 （ 1959 ） 年度		根拠		国民健康保険法				
終期設定		○ 有 ● 無 （ ） 年度		法令等		荒川区国民健康保険条例				
実施基準		● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分		○ 計画		● 非計画		
行政評価 事業体系		分野		I		生涯健康都市				
		政策		01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
		施策		04		健康を支える保険・医療体制の適正な運営				
目的		現物給付として療養の給付を受けられなかった場合、事後に保険者が現金をもって支払う現金給付事業である。国民健康保険制度では、療養の給付（現物給付）が原則だが、被保険者の責に帰しえない特別の事由のため現物給付を行うことができない場合、一旦自費で療養を受け、事後に療養に要した費用から一部負担金を控除した額を支給する。								
対象者等		被保険者及び保険医療機関等								
内容		療養費を支給することができる場合 1 保険医療機関等がない地域で病気になった場合や、保険医療機関等で現物給付をしていないコルセットの装着を行った場合など保険者が療養の給付を行うことが困難であると認めたとき。 2 国民健康保険を使用せず診療を受けた場合で、保険者が国民健康保険を使用しない理由が緊急その他やむを得ないものであると認めたとき。 3 海外療養費は、日本の保険診療の適用範囲内で、保険者がやむを得ないと認めたとき。								
経過		1 昭和34年12月 国民健康保険発足（世帯主7割・家族5割給付） 2 昭和40年 1月 家族7割給付実施 3 昭和59年10月 退職者医療制度発足 4 平成14年10月 3歳未満2割・70歳以上1割、但し、現役並み所得者2割 5 平成18年10月 70歳現役並み所得者3割 6 平成20年 3月 退職者医療制度廃止（26年度まで65歳未満の退職者を対象として経過措置あり） 7 平成20年 4月 義務教育就学前（6歳に達した最初の3月31日以前）2割 70～74歳で1割の者2割（但し、平成26年4月1日までに70歳を迎えた人については軽減措置により1割のまま） 8 平成26年 4月 平成26年4月2日以降に70歳になる被保険者から自己負担割合が2割に変更 ※平成26年4月1日までに70歳以上になっている被保険者は、1割負担（現役並み所得者は3割負担）								
必要性		国民健康保険法第54条において、「保険者は療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる」と規定されている。								
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ） 被保険者の申請に基づき支給する。								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)		
	①	給付件数(件)	20,830	19,457	18,226	18,226	-			
	②									
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
8年度		9年度								
継続		継続		法定事業であるため、継続して実施する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	5,691	5,441	▲ 250	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	157,986	158,379	393
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	157,986	158,379	393		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	157,986	158,379	393
		賞与・退職給与引当金繰入額	552	1,447	895		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 6,243	▲ 6,888	▲ 645
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	164,229	165,267	1,038		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 6,243	▲ 6,888	▲ 645
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 6,243	▲ 6,888	▲ 645			

備考

行政費用は、補助費等として、療養費がかかっている。6年度と比較して7年度は、給付実績の増により、補助費等が増加している。行政収入は、都支出金（普通交付金）である。

問題点・課題

療養費の種別は多岐に渡り、必要な書類も異なるため、漏れ等がないよう適正に管理・確認を行い、迅速に給付をする。

海外療養費について、不正受給を防止するために、申請内容の点検等を強化する。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	標準準拠システム導入後も円滑に療養費を支給するため、事務作業の検証等を行う。	標準準拠システム導入に向けて、療養費を円滑に支給できるよう、課題等検討していくことができた。	標準準拠システムを活用し、申請情報の管理・確認を適切に行い、円滑に療養費を支給する。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	平成30年度11月会議「外国人の国民健康保険利用について実態調査すべき」

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-06-14		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	高額療養費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西	
			担当者名	小川・田代		内線	2383	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-01-01		高額介護合算療養費					
	01-01-01		高額療養費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 48	（ 1973 ）	年度	根拠	国民健康保険法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
	施策	04 健康を支える保険・医療体制の適正な運営						
目的	医療水準の上昇に伴い、医療費が極端に高額化する傾向がみられることに対応し、被保険者の自己負担の軽減を図るため導入された制度であり、一部負担金の額が一定の限度額を超えた場合に、その超えた額を支給するものである。							
対象者等	被保険者							
内容	1 同じ月内に同じ医療機関（入院・外来・医科・歯科別）に支払った一部負担金が、一定の限度額を超えたとき、その超えた分を高額療養費として支給する。 2 厚生労働大臣の指定した特定疾病（血友病、血液凝固因子製剤に起因するH I V感染症及び人工透析が必要な慢性腎不全）の場合は、同じ月内に同じ医療機関に支払った一部負担金は10,000円までとなり、超えた部分は高額療養費として支給する。 3 月の途中で、75歳到達により後期高齢者医療制度へ移行した者のその月の限度額は1/2となる。							
経過	1 昭和48年12月 当区において高額療養費支給制度創設（30,000円以上） 2 昭和50年10月 国において高額療養費法定給付実施（30,000円以上） 3 昭和51年8月～平成13年1月 高額療養費限度額9回の改定 4 平成18年10月1日 高額療養費限度額変更 5 平成20年4月1日 高額介護合算療養制度導入（21年度支給開始） 6 平成21年1月1日 75歳到達月の自己負担限度額の特例制度施行 7 平成27年1月1日 70歳未満自己負担限度額変更 8 平成29年8月1日 前期高齢者の自己負担限度額変更・年間外来合算制度実施 9 平成30年8月1日 前期高齢者の自己負担限度額変更 10 令和3年12月 全世帯に対して支給の簡素化を実施 11 令和8年8月1日 全世帯の自己負担限度額変更							
必要性	国民健康保険法第57条の2において、保険者は一部負担金等の額が著しく高額である時は、世帯主または組合員に対し、高額療養費を支給することが規定されている。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） <償還払>医療機関からのレセプトが到着（診療月から2～3月）→該当世帯を確認→申請書発送 <現物払>限度額認定証（交付申請が必要）を医療機関に提示→窓口で支払いが限度額までとなる							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	高額療養費支給件数(件)	32,344	29,942	28,966	28,966	-	
	②	高額介護合算療養費支給件数(件)	108	104	118	118	-	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続		法定事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額		1,807,953	1,870,844	1,896,546	1,969,760	1,896,438	1,845,335	1,793,531
決算額（8年度は見込み）		1,770,570	1,869,343	1,817,365	1,860,035	1,713,809	1,795,567	1,793,531
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	一般支給件数（高額介護合算含む）（件）	33,089	33,183	32,859	32,452	30,046	29,084	29,084
	退職支給件数（高額介護合算含む）（件）	4	0	0	0	0	—	—

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	一般被保険者高額療養費	1,710,509	負担金補助等	一般被保険者高額療養費	1,791,528	負担金補助等	一般被保険者高額療養費	1,789,422
負担金補助等	退職被保険者等高額療養費	0	負担金補助等	一般被保険者高額介護合算療養費	4,039	負担金補助等	一般被保険者高額介護合算療養費	4,109
負担金補助等	一般被保険者高額介護合算療養費	3,300						
負担金補助等	退職被保険者等高額介護合算療養費	0						

(単位：千円)

勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額	
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	15,734	17,412	1,678	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	1,713,809	1,795,567	81,758
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	1,713,809	1,795,567	81,758		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	1,713,809	1,795,567	81,758
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,526	4,630	3,104		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 17,260	▲ 22,042	▲ 4,782
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	1,731,069	1,817,609	86,540		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 17,260	▲ 22,042	▲ 4,782
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 17,260	▲ 22,042	▲ 4,782			

備考	行政費用は、補助費等として、高額療養費がかかっている。6年度と比較して7年度は支給実績の増により、補助費等が増加している。 行政収入は、都支出金（普通交付金）である。
問題点・課題	高額療養費申請者の負担軽減のため、全世帯向けに手続きの簡素化を実施した。令和8年1月から標準化システムに移行したが、従来通り滞りなく支給ができるように事務処理を行う。 複数年にわたる自己負担限度額の見直しが行われたため、適切な実施や周知を行う必要がある。

問題点・課題の改善策									
		令和7年度に取り組む 具体的な改善内容		令和7年度に実施した 改善内容および評価		令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	発送や支給事務の作業効率を高め、申請書の発送や申請から着金までの日数の短縮に努める。			発送日にかかる日数を計算日から2、3日以内に保てた。最速で振込できるよう処理を行った。		標準化システムへの移行後も、効率的な事務処理を継続し、申請者の負担軽減や、早期支給に努める。			
						被保険者に対する高額療養費制度の見直しに係る周知方法を検討する。			
他区の実況		(実施 22 区)		未実施 0 区		不明		(0 区)	
議会議決(要旨)									

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-06-15		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事		
事務事業名	出産育児一時金		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西		
			担当者名	伊藤		内線			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-01-01		出産育児一時金						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 34	（ 1959 ）	年度	根拠	国民健康保険法				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市						
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営						
目的	被保険者に対して、条例で定める金額を世帯主に支給する。								
対象者等	被保険者								
内容	1 支給金額は500,000円 2 妊娠12週（85日）以上であれば、死産・流産を問わず支給する。 3 同一出産につき、社会保険等から給付がある場合には支給しない。 4 申請の期間は、出産日の翌日から2年まで（子どもの2歳の誕生日まで）								
経過	1 昭和34年12月 国民健康保険発足時に助産費として実施 2 昭和43年 4月 育児手当金が創設 3 平成 6年10月 出産育児一時金創設（助産費と育児手当金との統合） 4 平成13年11月 出産費資金貸付事業開始（令和5年3月をもって事業廃止） 5 平成19年 4月 出産育児一時金受取代理制度開始（平成21年9月をもって制度廃止） 6 平成21年 1月 産科医療制度制定に伴う支給額の引上げ 35万円⇒38万円 7 平成21年10月 医療機関等への直接支払制度開始に伴う支給額の引上げ 38万円⇒42万円 8 平成23年 4月 直接支払制度の改善や支給額の恒久化等出産育児一時金制度の見直し 9 令和 5年 4月 支給額の引上げ 42万円⇒50万円								
必要性	国民健康保険法第58条において、保険者は被保険者の出産に関して、出産育児一時金の支給を行うものとする規定されている。								
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 被保険者からの申請により支給する。								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明	
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)		
	①	支給件数(件)		122	116	151	151	-	
	②								
③									
事務事業の分類			分類についての説明・意見等						
8年度	9年度								
継続	継続		法定事業であるため、継続して実施する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,339	1,451	112	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	59,127	75,414	16,287		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	59,127	75,414	16,287
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	59,127	75,414	16,287
		賞与・退職給与引当金繰入額	130	386	256		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,469	▲ 1,837	▲ 368
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	60,596	77,251	16,655		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,469	▲ 1,837	▲ 368
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,469	▲ 1,837	▲ 368			

備考

行政費用は、補助費等として、出産育児一時金がかかっている。
行政収入は、その他（一般会計繰入金）である。

問題点・課題

海外出産については調査委託等を活用し、適正な審査と円滑な事務処理を継続して実施していく。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	今後も海外出産について、調査委託を活用し、適正かつ円滑な審査、事務処理を行う。	海外出産について、調査委託を活用し、適正かつ円滑な審査、事務処理を行った。	今後も海外出産について、調査委託を活用し、適正な審査、円滑な事務処理を行う。
②			
③			

[illegible]

事務事業分析シート（令和8年度）										No1
事務事業コード		08-06-16			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		葬祭費			部課名		福祉部国保年金課		課長名	中西
					担当者名		野口		内線	2382
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-01-01		葬祭費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		昭和 34（ 1959 ）年度		根拠		国民健康保険法				
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等		荒川区国民健康保険条例				
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
		施策		04 健康を支える保険・医療体制の適正な運営						
目的		被保険者が死亡した場合、条例で定める金額を葬祭を行った者に対して支給する。								
対象者等		荒川区国民健康保険被保険者の葬祭を行った者								
内容		1 被保険者が死亡した場合、被保険者の葬祭を行った者に対して支給する。 2 支給金額：70,000円 3 申請期限：葬儀を行った日の翌日から2年まで 4 公葬の場合でも支給可能である。								
経過		1 昭和34年12月 国民健康保険発足時から実施 2 昭和39年4月～平成10年4月 支給金額について9回改定（当初の支給金額は2,500円）								
必要性		国民健康保険法第58条において、保険者は被保険者の死亡に関して、葬祭費の支給を行うものとして規定されている。								
実施方法		☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 葬祭を行った者からの申請により支給する。国民健康保険資格喪失届出時に葬祭費申請を促している。								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)		
	①	給付件数(件)			255	234	219	219	-	
	②									
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
8年度		9年度								
継続		継続		法定事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			23,030	20,650	20,650	18,270	18,270	18,340	16,870
決算額（8年度は見込み）			18,900	17,920	19,110	17,850	16,380	15,330	16,870
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	支給件数(件)		270	256	273	255	234	219	219
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
負担金補助等	葬祭費	16,380	負担金補助等	葬祭費	15,330	負担金補助等	葬祭費	16,870	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	335	363	28	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	16,380	15,330	▲ 1,050		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	16,380	15,330	▲ 1,050
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	16,380	15,330	▲ 1,050
		賞与・退職給与引当金繰入額	32	96	64	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 367	▲ 459	▲ 92	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	16,747	15,789	▲ 958	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 367	▲ 459	▲ 92	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 367	▲ 459	▲ 92		

備考	行政費用は、補助費等として葬祭費がかかっている。 行政収入は、その他（一般会計繰入金）である。
----	--

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	-----	----	---	-----	---	---	----	---	----

区の実
施状況

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-06-17		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	結核・精神医療給付金		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西	
			担当者名	伊藤		内線		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-01-01	結核・精神医療給付金					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 7	（ 1995 ）	年度	根拠	荒川区国民健康保険条例			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	被保険者が、結核予防法又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき医療給付を受けた場合、被保険者の自己負担額に相当する額を支給する。							
対象者等	被保険者							
内容	1 結核医療給付 (1) 感染症法第37条の2第1項に係る医療費公費負担（一般医療） (2) 感染症法第37条第1項に係る医療費公費負担（入院勧告） 2 精神医療制度給付 (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条による医療給付（措置入院） (2) 自立支援医療制度（精神通院）（平成18年4月1日から） * 食事療養費に関するものは除く							
経過	1 平成 7年 7月 国において実施された精神医療・結核医療保険優先化実施に伴い本事業開始。 2 平成12年 9月 社会保険加入者及び老人保健対象者への給付金補助の見直しが行われ、対象者を本人非課税の者に限定。これに伴い国保についても同様の見直し案が示された。 3 平成14年10月 支給対象者の要件に所得制限が導入された。 4 平成15年 4月 助成を受ける者は、受給者証の交付を受けることが必要となった。 5 平成18年 4月 精神医療給付金の自己負担率が、自立支援法改正に伴い改正（5%⇒10%）							
必要性	対象となる医療について、医療保険及び国制度による公費負担を適用した後の自己負担分について、都費により助成（給付）するものである。							
実施方法	（ ☒ 一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 一部負担額に相当する額を、委託先である東京都国民健康保険団体連合会を通じて、保険医療機関に支払う。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	受給者証発行件数(件)	1,479	1,450	1,607	1,607	-	
	②	給付件数(件)	18,565	18,740	18,784	18,784	-	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続	都単独補助事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			18,980	19,991	19,461	20,739	20,973	22,577	20,435
決算額（8年度は見込み）			18,979	18,699	19,419	20,657	20,942	21,026	20,435
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	支給件数(件)		16,038	16,395	17,054	18,565	18,740	18,784	18,784
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
負担金補助等	結核・精神医療給付金	20,942	負担金補助等	結核・精神医療給付金	21,026	負担金補助等	結核・精神医療給付金	20,435	

(単位: 千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,339	2,539	1,200	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	20,942	21,026	84
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	20,942	21,026	84		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	20,942	21,026	84
		賞与・退職給与引当金繰入額	130	675	545		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,469	▲ 3,214	▲ 1,745
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	22,411	24,240	1,829		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,469	▲ 3,214	▲ 1,745
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,469	▲ 3,214	▲ 1,745			

備考	行政費用は、補助費等として、結核・精神医療給付金がかかっている。 行政収入は、都支出金（普通交付金）である。
----	---

問題点	国保受給者証（精神通院）の申請受付から交付について、社会保険や後期高齢者医療制度の加入者は都単独公費事業として、各医療保険者を經由することなく事務が行われている。特別区は東京都に対し制度の複雑さを解消するため、都単独公費事業に一本化することを要望しているものの実現されていない。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	今後も関係部署と円滑に連携し、適正で、遅滞のない事務を行っていく。	関係部署との連携を図り、証発行から送付までスムーズに行うことができた。	新システム稼働後も関係部署と円滑に連携し、適正で、遅滞のない事務を行っていく。
②			
③			

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	-----	----	---	-----	---	---	----	---	----

区の実
施状況

議 決	平成13年度3月会議「結核・精神医療給付金における自己負担導入について」
-----	--------------------------------------

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-06-18		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	傷病手当金		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西	
			担当者名	大友		内線		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-01-01	傷病手当金					
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	令和 2	（ 2020 ）	年度	根拠	国民健康保険法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	荒川区国民健康保険条例			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、労働者が感染又は感染が疑われる場合に休みやすい環境を整備するため、対象者に傷病手当金を支給する。							
対象者等	被保険者							
内容	1 被保険者のうち、次の(1)から(3)までの全てに該当する者に対し、傷病手当金を支給する。 (1) 勤務先から給与等の支払を受けている (2) 新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われた (3) 療養のために仕事ができず、給与等の全部又は一部の支払いを受けることができなかった 2 支給対象日数：療養のために連続して3日間仕事を休んだ後、4日目以降の仕事を休んだ日 3 支給額：【（直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数）×（2/3）】×支給対象日数 4 適用期間：令和2年1月1日から令和5年5月7日まで（入院が継続する場合等は、健康保険と同様に最長1年6月まで）							
経過	国民健康保険は、様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、被保険者が保険財政上余裕がある場合等に自主的に条例を制定して行うことができるとされている。 新型コロナウイルス感染症対策については、国内の感染拡大防止の観点から感染又は感染が疑われる被用者に休みやすい環境を整備するため、国が緊急的・特例的な措置として当該支給に要した費用について財政支援を行うことになった。 1 令和2年5月 荒川区国民健康保険条例、施行規則（以下「規則」という。）一部改正、運用開始 2 令和2年度 厚労省事務連絡に基づき支給対象期間の延長を3回実施、3回規則改正 3 令和3年度 厚労省事務連絡に基づき支給対象期間の延長を4回実施、4回規則改正 4 令和4年度 厚労省事務連絡に基づき支給対象期間の延長を4回実施、4回規則改正 5 令和5年度 厚労省事務連絡に基づき支給対象期間の延長を1回実施、1回規則改正							
必要性	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため必要な事業である。							
実施方法	（☒ 直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 被保険者からの申請により支給する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	① 支給件数（件）	5	0	0	—	—		
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
休止・完了		休止・完了		国の緊急的・特例的な措置として財政支援が終了し、適用期間の終期は令和5年5月7日である。申請期間の時効が2年のため、令和7年度をもって終了をする事業である。				

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			6年度	7年度	差額	勘定科目			6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	335	0	▲ 335	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0		
		賞与・退職給与引当金繰入額	32	0	▲ 32		行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 367	0	367		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)			367	0	▲ 367	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)			▲ 367	0	367
	特別費用(g)			0	0	0	特別収入(f)			0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)			0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)			▲ 367	0	367	

備考	行政費用は、補助費等として、傷病手当金がかかっているが、令和7年度は実績がない。 それに伴い、行政収入もない。
----	--

問題点	制度上、フリーランスの方は国保加入者であるにもかかわらず、傷病手当金を申請することができない。また、事業主でないため公的機関等が実施する事業主向けの給付金制度を利用できない。制度の狭間でどちらにも該当しない加入者がいることが課題であった。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	対象要件に該当する場合、迅速な支給を行う。	支給対象者なし。 令和7年度をもって終了。	—
②			
③			

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	-----	----	---	-----	---	---	----	---	----

区の実
施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-06-19		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	中西		
			担当者名	倉科、伊藤	内線	2391		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-01-01	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☒ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	令和 4	（ 2022 ）	年度	根拠	高齢者の医療の確保に関する法律			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内	☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	区民の生活の質の維持及び向上を図りながら医療費の伸びの抑制を図ることを目的に生活習慣病の予防啓発を進め、健康寿命の延伸に寄与する。							
対象者等	区内在住の高齢者（ただし、事業を実施した際に交付される特別調整交付金対象者は75歳以上のみ）							
内容	KDB(国保データベースシステム)等を活用した分析により、健康課題を明確にした上で、以下の保健事業を実施する。 1 生活習慣病重症化予防(ハイリスクアプローチ) 前年度の健診結果で高血糖かつ糖尿病の薬剤処方歴がない方、又は高血圧かつ高血圧の薬剤処方歴がない方を対象として、通知及び電話による受診勧奨を行うとともに、希望者には健康相談を実施する。 2 ポピュレーションアプローチ 他課や荒川区社会福祉協議会と連携し、高齢者を対象に生活習慣病予防啓発や健康相談、フレイル予防を実施する。 3 健康状態不明者事業(ハイリスクアプローチ) 医療・健診ともに未受診であり、かつ要介護認定も受けていない健康状態不明者へ、質問票を送付して健康状態の把握を行う。必要に応じ地域包括支援センターによる訪問を実施し、関係機関へつなげる。							
経過	令和2年4月1日付けで高齢者の医療の確保に関する法律が一部改正され、75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報を一括して把握できるように規定が整備された。 1 令和4年4月 事業開始 2 令和5年4月 健康状態不明者事業開始							
必要性	国民健康保険法第82条及び高齢者の医療の確保に関する法律第125条において保険者が保健事業を実施することが定められている。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 保険給付係の医療専門職が企画・調整等を担当し、後期高齢者医療係の歯科衛生士と連携して事業を実施する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	生活習慣病重症化予防事業	224	74	72	70	70	予防啓発リーフレット等の送付数
	②	ポピュレーションアプローチ実施数	12	75	1065	1167	1167	実施回数（6年度から関係部署分を含む）
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
推進		推進		被保険者の健康の保持増進のために必要な事業である。				

予算・決算額等の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			—	3,609	7,223	8,001	9,264	7,684
決算額（8年度は見込み）			—	3,288	4,601	5,132	6,544	7,684
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	生活習慣病重症化予防事業			119	224	74	72	70
	ポピュレーションアプローチ			6	12	75	1065	1167
	健康状態不明者事業			—	198	184	—	—
	（7年度以降は4年に1度実施）							

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬・旅費	非常勤職員報酬・旅費	1,406	報酬・旅費	非常勤職員報酬・旅費	2,718	報酬・旅費	非常勤職員報酬・旅費	2,754
職員手当等	時間外手当・期末手当（会計）	414	職員手当等	時間外手当・期末手当（会計）	1,150	職員手当等	時間外手当・期末手当（会計）	1,204
共済費	健康保険料（会計）等	320	共済費	健康保険料（会計）等	553	共済費	健康保険料（会計）等	639
報償費	講師謝礼	0	報償費	講師謝礼	0	報償費	講師謝礼	28
需用費	消耗品、印刷製本	0	需用費	消耗品、印刷製本	0	需用費	消耗品、印刷製本	100
役務費	郵送料	0	役務費	郵送料	0	役務費	郵送料	22
委託料	委託料	2,992	委託料	委託料	2,123	委託料	委託料	2,937

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与と関係費	6,767	8,410	1,643	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	3,052	2,125	▲ 927		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	10,888	12,224	1,336
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	10,888	12,224	1,336
		賞与・退職給与と引当金繰入額	455	1,136	681		行政収支差額(a)-(b)=(c)	614	553	▲ 61
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		10,274	11,671	1,397	通常収支差額(c)+(d)=(e)		614	553	▲ 61
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		58	0	▲ 58
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		58	0	▲ 58	当期収支差額(e)+(h)		672	553	▲ 119

備考	行政費用では、給与関係費が大半を占めている。令和6年度と比較して7年度は、実施方法の見直しによる委託料の減に伴い、物件費が減少している。 行政収入は、その他（受託事業収入）である。
----	---

○ハイリスクアプローチ、ポピュレーションアプローチの実施にあたり、健康推進課、高齢者福祉課、介護保険課と連携し一体的に実施できるように工夫する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	事業内容について検討を行い、高齢者の特性に合わせた保健指導を実施する。	事業内容について検討を行い、高齢者の特性に合わせた保健指導を実施した。	引き続き事業内容について検討を行い、高齢者の特性に合わせた保健指導を実施する。
②	関係部署、関係機関と連携し、生活習慣病予防啓発や健康相談、フレイル予防に取り組んでいく。	関係部署、関係機関と連携し、生活習慣病予防啓発や健康相談、フレイル予防に取り組んだ。	関係部署、関係機関と連携を図り、生活習慣病予防啓発や健康相談、フレイル予防に取り組んでいく。
③	—		

他 区 状	(実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区)	
	令和5年度までに全保険者が実施することが求められている。					

状況の実	
況（要旨） 議 会 質 問 状	

事務事業分析シート（令和8年度）										No1
事務事業コード		08-06-20			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☒ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		収納管理費			部課名		福祉部国保年金課		課長名	中西
					担当者名		若林		内線	2389
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-06-01		収納管理費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		昭和 34（ 1959 ）年度		根拠		国民健康保険法				
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等		荒川区国民健康保険条例				
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系		分野	I		生涯健康都市					
		政策	01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
		施策	04		健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的		被保険者の保険料収納に関する事務								
対象者等		被保険者								
内容		国民健康保険料の徴収に要する経費（消耗品購入、印刷製本及び委託料）を支出する。 (1) 保険料収納 条例施行規則改正による口座振替原則化に伴う口座振替登録や促進、納付書による自主納付を行う。 (2) 口座振替登録による収納 条例に基づき、原則口座振替による収納を徹底するため、国民健康保険加入の機会を捉え、口座振替の登録を促進している。口座振替登録時に還付口座としても登録を行うことにより、還付金が発生した際に速やかに還付できる体制としている。 (3) 過誤納還付金及び充当 誤納付や重複納付、調定額の変更に伴い過誤納が生じた場合に行う。								
経過		・ 昭和34年12月 国民健康保険発足と同時に事業開始 ・ 納付方法の多様化 (1) 収納代行業者への業務委託によりコンビニエンスストアでの保険料収納を実施（平成18年10月から） (2) モバイルレジ・モバイルクレジット収納の開始（令和元年10月から） (3) 納付書を活用した電子マネー決済の開始・PayPay、LINE Pay（令和3年6月から） (4) 納付書を活用した電子マネー決済の拡充・au PAY、d払い、J-Coinの追加（令和4年4月から） (5) 納付書を活用した電子マネー決済の拡充・FamiPay、楽天ペイの追加（令和5年5月から） (6) 納付書を活用した電子マネー決済の拡充・AEON Payの追加（令和8年4月から） ・ 口座振替登録方法の多様化 (1) ペイジー登録（キャッシュカードによる登録）の開始（平成25年7月から） (2) Web登録（PC・スマートフォンでの登録）の開始（令和5年3月から）								
必要性		国民健康保険法第76条において「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収しなければならない。」と規定されている。								
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 口座振替による納期内納付を促進している。滞納者には日常の納付相談に加え、様々な機会を捉えて相談につなげ早期の納付を促す。								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)			
	①	督促状発送数(枚)	59,095	64,277	66,616	69,000	-			
	②	口座振替登録率(%)	38.0	37.3	36.7	40.0	40.0			
③										
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
8年度		9年度								
推進		推進		国民健康保険の財政運営に係る重要な事業であるため、推進する。						

予算・決算額等の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額		27,755	25,801	36,952	30,749	36,357	41,757	38,417
決算額（8年度は見込み）		20,958	20,216	32,026	26,177	30,876	36,446	38,417
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	調定額（現年分）※居所不明分除く（千円）	5,308,314	5,235,058	5,367,612	5,123,163	5,774,443	5,574,176	5,683,059
	収納額（千円）	4,720,441	4,758,958	4,933,179	4,763,437	5,332,199	5,144,023	
	収納率（%）	88.93	90.91	91.91	92.73	92.34	92.28	
	調定額（滞繰分）（千円）	1,333,268	1,262,291	1,001,774	831,127	668,632	674,521	703,266

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	臨時職員賃金	305	報酬	臨時職員賃金	371	報酬	臨時職員賃金	464
共済費	臨時職員社会保険料等	54	共済費	臨時職員社会保険料等	14	共済費	臨時職員社会保険料等	81
需用費	事務用消耗品・印刷製本	2,682	需用費	事務用消耗品・印刷製本	5,424	需用費	事務用消耗品・印刷製本	3,434
役務費	郵送料・公金手数料	12,725	役務費	郵送料・公金手数料	13,957	役務費	郵送料・公金手数料	16,146
委託料	収納データ作成委託、コンビニ収納事務処理、ページ関係	12,086	委託料	収納データ作成委託、コンビニ収納事務処理、ページ関係	15,100	委託料	収納データ作成委託、コンビニ収納事務処理、ページ関係	16,775
使用料及び賃借料	官報情報検索サービス使用料、web口産価受付サービス使用料	1,478	使用料及び賃借料	官報情報検索サービス使用料、web口産価受付サービス使用料	1,485	使用料及び賃借料	官報情報検索サービス使用料、web口産価受付サービス使用料	1,497
備品購入費	備品購入費	1,533						

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	19,774	21,552	1,778	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	28,985	36,062	7,077		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	1	1	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	307	307		その他	30,876	35,985	5,109
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	30,876	35,985	5,109
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,883	5,629	3,746		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 19,767	▲ 27,566	▲ 7,799
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	24	461	437
	行政費用合計(b)		50,643	63,551	12,908	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 19,743	▲ 27,105	▲ 7,362
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 19,743	▲ 27,105	▲ 7,362	

備考	行政費用では、物件費として郵送料や公金手数料、保険料等収納業務委託が大半を占めている。 令和6年度と比較して7年度は、収納業務委託費等の増により、物件費が増加している。行政収入は、その他（一般会計繰入金）である。
問題点・課題	○振替口座登録率を向上させ、納期内納付を促進する必要がある ○外国人被保険者の制度理解を深め、保険料の納付義務を認識していただく必要がある。

問題点・課題の改善策			
	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	Web口座振替やペイジー口座登録を周知し、口座振替による納付割合を増やしていく。	Web口座振替やペイジー口座登録をより周知し、口座振替による納付の割合を増やすよう努めた。	引き続き、Web口座振替やペイジー口座登録を周知し、口座振替による納付の割合を増やしていく。
②	多言語対応を実施することにより、外国人被保険者への国保制度や納付義務の周知を図る。	多言語対応を実施することにより、外国人被保険者への国保制度や納付義務等の周知を図った。	引き続き、多言語対応を実施することにより、外国人被保険者への国保制度や納付義務等の周知を図る。
③			

他区の実 施状況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議 況(要旨)	

事務事業分析シート（令和8年度）										No1	
事務事業コード		08-06-21			戦略プラン		☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名		収納率向上対策事業			部課名		福祉部国保年金課		課長名		中西
					担当者名		若林		内線		2389
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-07-01		収納率向上対策事業費							
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業				
開始年度		平成 5（1993）年度		根拠		国民健康保険法、荒川区国民健康保険条例・条例施行規則ほか					
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等							
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画			
行政評価 事業体系		分野		I		生涯健康都市					
		政策		01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
		施策		04		健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的		国民健康保険の安定的な財政運営を確保するため、保険料収納の向上を図る。									
対象者等		被保険者（主として保険料滞納者を対象に実施）									
内容		1 平日に来庁できない滞納者に対し、休日にも納付相談の機会を設ける。 2 資格確認書（特別療養）の発行による、滞納者への接触機会の拡大を図る。 3 滞納者へ滞納処分（財産調査・差押等）を行う。 4 納付案内センター（業務委託）による、滞納者への電話・訪問等催告を実施する。 5 滞納者への個別・一斉催告の実施 一斉催告は年3回の送付とし、7月・11月・2月に実施。 また、5月に外国人滞納者を対象とした多言語による催告を送付している。 高額・長期滞納者へは随時、個別催告を送付している。 6 書面による通知と併せ、SMS（ショートメッセージサービス）を活用し、より効果的な納付促進を図る。									
経過		1 昭和63年 4月 徴収嘱託員制度を導入 2 平成18年 4月 滞納整理専門員を新たに雇用（当初は人材派遣。平成22年度から非常勤職員を雇用） 3 平成25年 4月 条例施行規則改正により口座振替を原則化 4 平成25年 4月 納付案内センターによる訪問催告及び徴収を開始 5 平成27年 4月 徴収嘱託員制度を廃止し、訪問催告を完全委託化 6 令和 2年 4月 SMSを活用した催告を開始 7 令和 7年 9月 SMSの多言語化を開始									
必要性		国民健康保険法第76条「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収しなければならない。」同法第79条及び地方自治法第231条の3第3項「～納付すべき金額を納付しないときは、～地方税の滞納処分の例により処分することができる。」と規定。									
実施方法		（2一部委託）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 納付案内センターによる電話及び訪問等催告を実施。									
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明		
				5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)			
	①	収納率（現年分）（%）	92.73	92.34	92.28	92.78	92.78	都国民健康保険運営方針を基に目標設定（前年度実績+0.5）			
	②	収納率（滞繰分）（%）	42.48	47.04	46.59	45.37	-				
	③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等							
8年度		9年度									
重点的に推進		重点的に推進		国民健康保険の財政運営に係る重要な事業であるため、重点的に推進する。							

予算・決算額等の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額		101,936	105,951	97,192	105,364	114,910	119,341	116,262
決算額（8年度は見込み）		94,699	95,222	89,628	97,545	108,907	112,187	116,262
実績 の 推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	保険料収納率（%） 荒川区（現年分）	88.93	90.91	91.91	92.73	92.34	92.28	92.78
	23区平均収納率（現年分）（%）	88.76	90.10	89.93	90.21	89.85	-	-
	23区順位（現年分）（位）	12	9	6	5	4	-	-
	保険料収納率（%） 荒川区（滞繰分）	26.43	31.75	32.49	42.48	47.04	46.59	45.37

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	会計年度職員報酬	21,521	報酬	会計年度職員報酬	23,198	報酬	会計年度職員報酬	23,266
職員手当等	時間外勤務手当・会計年度期末手当	8,576	職員手当等	時間外勤務手当・会計年度期末手当	9,090	職員手当等	時間外勤務手当・会計年度期末手当	9,299
共済費	会計年度職員社会保険料等	4,361	共済費	会計年度職員社会保険料等	4,419	共済費	会計年度職員社会保険料等	5,331
旅費	特別旅費、会計年度職員交通費	364	旅費	特別旅費、会計年度職員交通費	364	旅費	特別旅費、会計年度職員交通費	370
需用費	事務用消耗品、印刷製本費	1,562	需用費	事務用消耗品、印刷製本費	1,768	需用費	事務用消耗品、印刷製本費	2,179
役務費	郵送料、財産調査手数料	3,803	役務費	郵送料、財産調査手数料	4,472	役務費	郵送料、財産調査手数料	4,495
委託料	納付案内センター・区外現地調査	67,908	委託料	納付案内センター・区外現地調査	67,928	委託料	納付案内センター・区外現地調査	70,404

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			6年度	7年度	差額	勘定科目			6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	78,761	79,419	658	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	74,448	75,480	1,032		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	108,723	50,115	▲ 58,608		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	46	46	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	188	62,072	61,884		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	108,911	112,187	3,276		
		賞与・退職給与引当金繰入額	4,859	12,099	7,240		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 49,203	▲ 54,857	▲ 5,654		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
		行政費用合計(b)	158,114	167,044	8,930		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 49,203	▲ 54,857	▲ 5,654		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 49,203	▲ 54,857	▲ 5,654				

備考	行政費用では、物件費として、納付案内センター運営業務委託料が大半を占めている。行政収入は、都支出金（特別交付金）と、その他（一般会計繰入）である。
----	---

問題点・課題	○滞納を発生させないためには、まず現年度分の保険料の納期内納付を徹底する必要がある。そのためには、加入時に保険制度の説明、保険料のしくみ、口座振替登録を確実にし、課全体で取り組む必要がある。 ○滞納の長期化・高額化を防ぐため、納付・相談がない滞納者に対しては、早期に滞納処分に着手する。 ○支援を必要としている方には、庁内のみならず他機関の支援等に繋げるよう、常に情報収集を行う必要がある。
--------	--

問題点・課題の改善策			
	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き納付案内センター受託事業者と連携し、効果的な納付勧奨を行っていく。	納付案内センター受託事業者等と連携し、効果的な納付勧奨を行った。	納付案内センター受託事業者等と連携し、効果的な納付勧奨を行っていく。
②	引き続き早期の財産調査・滞納処分を実施することにより、滞納の累積を防ぎ、滞納額の圧縮につなげる。	早期の財産調査・滞納処分等を実施することにより、滞納の累積を防ぎ、滞納額の圧縮につなげた。	早期の財産調査・滞納処分等を実施することにより、滞納の累積を防ぎ、滞納額の圧縮につなげる。
③	引き続き窓口通訳や郵送物の多言語対応を実施することにより、外国人被保険者への国保制度や納付義務の周知を図る。	窓口通訳や郵送物の多言語対応を実施することにより、外国人被保険者への国保制度や納付義務等の周知を図った。	窓口通訳や郵送物の多言語対応を実施することにより、外国人被保険者への国保制度や納付義務等の周知を図る。

他 区 の 実 施 状 況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)

況 (要 旨)	議 会	・平成24年度6月会議「歳入課の創設、保険料から税への転換」
	質 問	・平成29年度6月会議「収納率向上や差し押さえ強化等を奨励するやり方をやめるよう都に求めること」
	状 況	・平成29年度2月会議「外国人の収納率等について」
		・令和5年度2月会議「国保や税金の外国人滞納対策の徹底を」
		・令和7年度11月会議「保険料水準の統一と収納率について」「外国人の保険料の未納付を防ぐ対策」

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-06-22		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	後期高齢者医療制度に係る事務事業		部課名	福祉部国保年金課	課長名	中西		
			担当者名	倉科	内線	2391		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-02-01	後期高齢者事務費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	後期高齢者医療制度の運営において、被保険者の資格取得、喪失及び変更等に係る窓口業務を迅速かつ的確に行うため、都広域連合と連携・協力して事務処理を行い、被保険者へサービスを円滑に提供する。							
対象者等	27,017人(令和8年3月末日現在) 1 75歳以上の者 75歳の誕生日を迎えた当日から資格取得 2 65歳から74歳で一定の障がいがある都広域連合の認定を受けた者							
内容	1 運営主体 東京都後期高齢者医療広域連合（平成19年3月1日設立、62区市町村で構成される） 2 患者負担 1割、2割または3割 3 保険給付 現物給付（医療サービスの提供等）及び現金給付（療養費の支給等） ※患者負担と保険給付は、老人保健制度と同様 4 財源構成 ・後期高齢者の保険料 約10% ・現役世代からの支援 約40% ・公費 約50% 5 保健事業 75歳以上の被保険者に対する健診は法令で「広域連合の努力義務」とされている。 6 事務の分担 区：保険料の徴収と窓口業務 広域連合：資格・賦課・給付業務							
経過	平成20年4月、後期高齢者医療制度が施行。 平成25年8月、社会保障制度改革国民会議において、後期高齢者医療制度については「現行制度を基本とし、実施状況を踏まえ改善を行うことが適当である」とされた。 平成27年5月、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、医療費適正化の推進を図ることとなった。 平成30年4月、高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、国保における住所地特例が後期高齢者医療制度にも引き継がれることになった。 令和4年10月、これまでの患者負担割合 1割、3割に加え、新たに2割が追加された。 令和6年4月、出産一時金の費用の一部を後期高齢者が支援することになった。 令和6年12月、被保険者証の新規発行終了（マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行） 令和8年4月、子育て施策の拡充を目的として、保険料に子ども・子育て支援金分が追加された。							
必要性	高齢者の医療の確保に関する法律第48条に規定する「保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務」については区が行うこととされており、荒川区後期高齢者医療に関する条例第2条において、区が行う事務を具体的に規定している。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 1 資格取得、喪失及び変更受付 2 資格確認書等の引渡し 3 住民基本台帳等の広域連合への情報提供 4 各種申請書等の受付 5 相談・照会への対応							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	被保険者数（人）	25,955	26,566	27,017	27,699	-	実績は3月末広域連合月報数値、見込は予算数値
	②	マイナ保険証利用率（%）	2.20	20.14	41.07	46.65	48.00	目標値は70～74歳の利用率（R7.10月）
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
8年度	9年度							
継続	継続	法定事務であるため、継続して実施する。						

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-06-23		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	収納管理費（後期高齢者）		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西	
			担当者名	倉科		内線	2391	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-01-01		収納管理費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等	療の確保に関する法律・施行令・施行規則			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	後期高齢者医療制度被保険者に係る保険料収納に関する事務							
対象者等	1 75歳以上の者 75歳の誕生日を迎えた当日から資格取得 2 65歳から74歳で一定の障がいがある都広域連合の認定を受けた者							
内容	後期高齢者医療制度保険料の徴収に関すること 1 保険料の納入通知書、納付書を作成・送付すること ※保険料滞納者に対してのアプローチ等は、「収納率向上対策事業費（後期高齢者）」参照							
経過	平成20年 7月 本算定（7月）より普通徴収を開始 平成20年10月 特別徴収を開始							
必要性	高齢者の医療の確保に関する法律第104条において「市町村は後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならない」と規定されている。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 保険料徴収→保険料の賦課は広域連合が行う。区は保険料情報を受取り、期割り処理を行い、納入通知書・納付書及び口座振替依頼書を発送する。→本算定7月、月次異動賦課については7月以降毎月							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	督促状発送数（件数）	4,657	4,551	4,317	4,200	—	口座振替÷普通徴収（人数ベース・ 年度最終納期時点）
	②	口座振替率(%)	76.37	75.62	75.86	82.00	82.00	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
推進		推進		後期高齢者医療保険の財政運営に係る重要な事業であるため、推進する。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	7,833	8,153	320	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	9,170	11,539	2,369		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	8,824	5,941	▲ 2,883
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	8,824	5,941	▲ 2,883
		賞与・退職給与引当金繰入額	760	2,168	1,408		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 8,939	▲ 15,919	▲ 6,980
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		17,763	21,860	4,097	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 8,939	▲ 15,919	▲ 6,980
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 8,939	▲ 15,919	▲ 6,980	

備考	行政費用では、給与関係費と物件費が大半を占めており、物件費は保険料額決定通知等の郵送料等や収納にかかる委託料がかかっている。 行政収入は、その他（一般会計繰入金）である。
----	---

問題点	保険料の納付は原則特別徴収によるものだが、所得の変動等の理由により、一時期普通徴収に切り替わる場合があるため、納入者に混乱を生じさせることがある。また、これが滞納の一因となるので理解を得るための周知が必要である。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	システム標準化に伴う納付書のレイアウト変更に合わせて、通知書等も見直しを行う。	個々の内容に沿った案内文を賦課通知に同封し細やかな周知を行うとともに、引き落とし口座登録の積極的な勧奨を行った。	わかりやすい通知書を作成し、保険料の計算方法についての理解を得る。口座登録について引き続き積極的な勧奨を行う。
②			
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

実況の区画

議 會 質 問 状 況 (要 旨)	
--	--

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-06-24		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	収納率向上対策事業費（後期高齢者）		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西	
			担当者名	倉科		内線	2391	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-01-01	収納率向上対策事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	後期高齢者医療制度の安定的な財政運営を確保するため、保険料収納の向上を図る。							
対象者等	後期高齢者医療制度の被保険者（主として保険料滞納者を対象に実施）							
内容	* 保険料収納の向上については、国民健康保険料と併せ、国保年金課保険料係において実施。 1 年金からの支払（特別徴収）継続の依頼（口座振替と年金からの支払との選択が可能のため） 2 休日窓口の開設 3 コンビニエストアでの保険料の収納 4 ペイジー活用による口座振替の促進 5 滞納者への滞納処分（財産調査・差押）を進める。 6 納付案内センター（業務委託）による、滞納者への電話・訪問催告を実施する。 7 電子マネー活用による納付の促進							
経過	平成18年6月 医療制度改革関連法が成立。 健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正される。 平成20年4月 後期高齢者医療制度施行 平成20年7月 後期高齢者医療制度保険料徴収開始							
必要性	高齢者の医療の確保に関する法律第104条において「市町村は後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならない」と規定されている。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 上記「内容」と同じ							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	収納率（現年賦課分）（%）	99.04	99.25	99.27	99.00	99.00	99%以上の維持を目標とする
	②	収納率（滞繰分）（%）	63.27	65.87	64.34	63.00	-	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
重点的に推進		重点的に推進		後期高齢者医療保険の財政運営に係る重要な事業であるため、重点的に推進する。				

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			2,706	2,754	2,636	2,627	2,672	3,051	3,319
決算額（8年度は見込み）			2,133	2,226	2,114	2,217	2,603	2,783	3,319
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	収納率（現年賦課分）（%）		99.29	99.09	98.84	99.04	99.25	99.27	99.00
	収納率（滞繰分）（%）		79.61	63.45	61.91	63.27	65.87	64.34	63.00
	23区内順位（現年）（位）		4	10	12	10	6	－	－
	23区平均収納率（現年分）（%）		99	99.02	98.87	98.97	98.97	－	－
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	消耗品・封筒印刷等	187	需用費	消耗品・封筒印刷等	384	需用費	消耗品・封筒印刷等	453	
役務費	郵送料	708	役務費	郵送料	746	役務費	郵送料	1,160	
委託料	納付案内センター業務等	1,708	委託料	納付案内センター業務等	1,653	委託料	納付案内センター業務等	1,706	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	8,369	8,153	▲ 216	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	2,603	2,783	180		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	2,216	2,267	51
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	2,216	2,267	51
		賞与・退職給与引当金繰入額	812	2,168	1,356		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 9,568	▲ 10,837	▲ 1,269
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	11,784	13,104	1,320		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 9,568	▲ 10,837	▲ 1,269
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 9,568	▲ 10,837	▲ 1,269		

備考	行政費用では、給与関係費が大半を占めている。物件費は、納付案内センター運營業務委託や郵送料がかかっている。 行政収入は、その他（一般会計繰入金）である。
----	---

問題	滞納者に対しては、口座振替による収納を勧め、滞納を防止する。また、納付案内センター（業務委託）による、滞納者への電話・訪問催告を実施し、収納率の向上を図る。
----	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	納付書払いによる納付忘れを防ぐため、口座振替による納付を推奨する。納付案内センターによる納付推進を行う。	納付案内センターによる架電・訪問・SMS等による案内を実施した。また、支援が必要な場合には他部署に繋げた。	引き続き、納付書払いによる納付忘れを防ぐため、口座振替による納付を推奨する。納付案内センターによる納付推進を行う。
②			
③			

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	-----	----	---	-----	---	---	----	---	----

区の実
施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-06-25		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	広域連合分賦金等事業費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西	
			担当者名	倉科		内線	2391	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-01-01		広域連合分賦金等事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	東京都後期高齢者医療広域連合の経費について、区市町村が分担金をもって負担する。							
対象者等	東京都後期高齢者医療広域連合							
内容	東京都後期高齢者医療広域連合規約第18条に基づく負担金 1 療養給付費負担金⇒保険給付に要する経費で、療養給付費の12分の1に該当する額を負担する。 2 保険料負担金⇒区は被保険者から徴収した実績の保険料を広域連合に納付する。 3 保険基盤安定負担金⇒低所得者等に対し、広域連合条例で定めるところにより行う保険料の減額分について負担する（一般会計からの繰入額の4分の3は都負担、区は相当額を繰入れ、4分の4にして広域連合に納付する）。 4 事務費負担金⇒共通経費で、主に広域連合の組織運営と事務に要するもの。 5 保険料軽減措置負担金⇒政令どおりに算定した場合、保険料率が大幅に上昇してしまうことから、引き続き都広域連合の特別対策等として、次の5項目については保険料算定に含めず、区の一般会計で負担するとされた。（1）審査支払手数料負担金（2）財政安定化基金拠出金（3）保険料未収金補填分（4）低所得者対策分（東京都独自軽減・所得割額軽減分）（5）葬祭費負担金							
経過	【東京都後期高齢者医療広域連合規約】 ※平成20年4月1日施行 平成19年3月 1日 東京都都知事許可 平成20年3月31日 東京都知事届出							
必要性	東京都後期高齢者医療広域規約第18条により広域連合の経費は、関係区市町村の分担金をもって充てることが定められている。							
実施方法	（ ☒ 直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 分賦金の額は、人口、実績などから広域連合が算出し負担金方式で支出し、年度末に実績に応じて調整が行われる。 ※過不足額については、翌年度精算							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続		法定事業であるため、継続して実施する。					

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-06-26		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	脳ドック受診助成事業（後期高齢者）		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西	
			担当者名	倉科		内線	2391	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-01-01	脳ドック受診助成事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 30	（ 2018 ）	年度	根拠法令等	荒川区脳ドック受診助成事業補助金要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
	施策	04 健康を支える保険・医療体制の適正な運営						
目的	脳卒中など脳の疾患は、自覚症状がなく、突然、発症するケースが多く、一度、発症すると重度の後遺症や死亡に至る深刻な結果を引き起こす。そこで、保健事業の一環として被保険者の健康増進のため、脳ドック受診に係る経費を補助する。							
対象者等	・後期高齢者医療制度の被保険者 ・保険料の滞納がない世帯の被保険者 ・住民税に滞納がない被保険者							
内容	・脳ドック受診費用の半額とし、2万円を限度とする。 ・2か年度、連続して助成を受けることはできない。 ・脳ドック受診者数拡大に向け、令和2年度から「脳ドック受診キャンペーン」を実施 ・令和4年度から「脳ドック受診&健康診査のコラボキャンペーン」を実施 （1）内容 脳ドックを受診し、健康診査を7月～9月末までに受診された方のうち、健康診査の結果の血圧にかかる数値が正常値の方に対し、区内商品券500円分を贈呈 （2）対象期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日 （3）対象人数 先着200名（国保・後期合算）							
経過	・平成23年7月1日から、国民健康保険制度により合同実施していたが、平成30年度から後期高齢者分を分けて実施。 ・令和2年度から脳ドック受診者数拡大に向け、「脳ドック受診キャンペーン」を実施 ・令和3年9月から電子申請による申請書の受付を開始。 ・令和4年度から「脳ドック受診&健康診査のコラボキャンペーン」を実施							
必要性	・年々増加する医療費を抑制するため、脳疾患の早期発見、予防を図るにあたり、脳ドックの受診に係る経費を助成することで、受診を促進させる必要がある。							
実施方法	（ ☐ 直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 申請受付→審査→助成決定→請求書・受診を証明する書類受理→審査→助成							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	脳ドック受診助成者数(人)	141	140	175	180	200	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
推進	推進	被保険者の健康増進事業であるため、推進する。						

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			404	405	1,449	2,163	2,431	3,271	3,271
決算額（8年度は見込み）			261	270	1,332	1,957	1,925	2,754	3,271
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	脳ドック助成金利用者（人）		18	17	94	141	140	175	200
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
役務費	郵送料（決定通知）	32	役務費	郵送料（決定通知）	91	役務費	郵送料（決定通知）	71	
負担金補助等	脳ドック助成金	1,893	負担金補助等	脳ドック助成金	2,663	負担金補助等	脳ドック助成金	3,200	

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			6年度	7年度	差額	勘定科目			6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	0	0	0	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	32	91	59		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	1,893	2,663	770		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	1,927	2,756	829		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	1,927	2,756	829		
		賞与・退職給与引当金繰入額	0	0	0		行政収支差額(a)-(b)=(c)	2	2	0		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)			1,925	2,754	829	通常収支差額(c)+(d)=(e)			2	2	0
	特別費用(g)			0	0	0	特別収入(f)			0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)			0	0	0	当期収支差額(e)+(h)			2	2	0	

備考	行政費用では、補助費等として、脳ドック受診助成金が大半を占めている。 行政収入は、その他（一般会計繰入金）である。
----	--

問	利用者拡大のため、今後も積極的な周知を行う。
---	------------------------

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	より一層の周知を図るため、従来 行っていた周知の他に医療機関にも 案内チラシを配布する。	医療機関への案内チラシの配布、区 報、ホームページにより周知を行っ た。	区報、ホームページなどを活用 し、効果的な制度周知を行い、利 用者の拡大を図っていく。
②			
③			

状況	地区の実	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)
		人間ドックについては、千代田区、台東区（特定健診を受診していない方を対象とした人間ドックについては大田区、江東区、品川区、渋谷区、板橋区）で実施しているが、脳ドックの受診助成をする区はない。健康保険組合、共済組合等では、同種の事業を実施している保険者が多い。

議 会 質 問 状
況（要 旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-06-27		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	健康診査事業費（後期高齢者）		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西	
			担当者名	倉科		内線	2391	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-02-01	後期高齢者健康診査事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	生活習慣病の早期発見と後期高齢者の健康を保持・増進し、医療費の軽減につなげる。							
対象者等	6月30日現在、75歳以上の被保険者、65歳から74歳で一定の障がいがあり、都広域連合の認定を受けた者（ただし、介護保険施設入所者や定期的に生活習慣病などで医療機関などに入院している方等を除く。）							
内容	①検査項目 問診、身体測定、血圧測定、診察、尿検査、血液検査、心電図検査、眼底検査、眼圧検査、胸部X線検査、血清アルブミン検査 ②実施時期（7年度：7月1日～11月30日） *22年度から実施期間を1ヶ月延長（7～10月⇒7～11月） ③受診者数 令和7年度13,929人							
経過	平成20年4月 後期高齢者医療制度 施行 ※後期高齢者に対する健診の実施は、広域連合の努力義務とされている（高確法第125条）。 都広域連合から受託し、区が実施する。							
必要性	健診を行うことで、後期高齢者の健康づくりへの意識を高め、健康を維持・増進し、ＱＯＬ（生活の質）の維持・確保ができ、また医療費の軽減にもつながる。							
実施方法	（3委託）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） ①区は受診券と案内を送付し区報などで健診事業の周知を図る。②健診の結果については医療機関から本人に通知する。③健康教育、健康相談など対象者が利用できる保健事業の案内を実施する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	健診受診率(%)	53.42	53.56	52.22	54.15	55	R8年度見込みは予算数値 R8年度は東京広域目標値
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
重点的に推進		重点的に推進		早期に疾病を発見するために重要な事業であるため、重点的に推進する。				

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			221,030	220,355	225,982	231,929	234,118	237,570	227,206
決算額（8年度は見込み）			203,304	200,511	202,499	203,417	209,433	210,413	227,206
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	対象者数(人)		23,463	23,772	23,617	25,229	25,893	26,674	27,699
	受診者数(人)		13,574	13,437	13,464	13,478	13,867	13,929	15,000
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	情報提供リーフレット・健診用帳票等	569	需用費	情報提供リーフレット・健診用帳票等	607	需用費	情報提供リーフレット・健診用帳票等	848	
役務費	郵送料・共同電算処理手数料	1,724	役務費	郵送料・共同電算処理手数料	2,266	役務費	郵送料・共同電算処理手数料	2,434	
委託料	健診業務委託	207,140	委託料	健診業務委託	207,540	委託料	健診業務委託	223,924	

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			6年度	7年度	差額	勘定科目			6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	670	726	56	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	209,433	210,413	980		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	95,361	94,183	▲ 1,178		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	95,361	94,183	▲ 1,178		
		賞与・退職給与引当金繰入額	65	193	128		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 114,807	▲ 117,149	▲ 2,342		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)			210,168	211,332	1,164	通常収支差額(c)+(d)=(e)			▲ 114,807	▲ 117,149	▲ 2,342
	特別費用(g)			0	0	0	特別収入(f)			0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)			0	0	0	当期収支差額(e)+(h)			▲ 114,807	▲ 117,149	▲ 2,342	

備考

行政費用では、物件費として、健康診査業務委託料が大半を占めている。
行政収入は、その他（受託事業収入、広域連合支出金（補助金））である。

問題点・課題

受診率の向上のため、より効果的な周知や受診勧奨を行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き積極的な受診勧奨や啓発を行い受診者数の向上に努めていく。	後期高齢者医療制度への新規加入時に健康診査の案内チラシを個別配布し、受診率の向上を図った。	より効果的な周知や受診勧奨を行い、受診率の向上に努めていく。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-06-28		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	葬祭事業費（後期高齢者）		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西	
			担当者名	倉科		内線	2391	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-01-01	葬祭事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	被保険者が死亡した場合、要綱で定める金額を葬祭を行った者に対して支給する。							
対象者等	被保険者の葬祭を行った者							
内容	1 被保険者が死亡した場合に、被保険者の「葬祭を行った者」に対して支給する。 2 支給金額70,000円 3 葬祭とは葬式のことであり、公葬の場合でも支給できる。 この場合、公葬は被保険者が死亡した場所の自治体で行うが、葬祭費は保険者が支給する。							
経過	平成18年6月	医療制度改革関連法が成立。健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正される。						
	平成20年4月	後期高齢者医療制度施行。都広域連合で支給は行われなため、一般政策（23区共通）で行う。						
	平成22年4月	都広域連合の給付事業となる。 * 都広域連合の給付額は1件5万円、残る2万円は区の上乗せ給付。						
必要性	被保険者の葬儀に要する費用の負担を軽減することの意義は高い。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 葬儀執行者の申請に基づき支給する。 ☆手続きに必要なもの 1 葬儀費用の領収書又は会葬礼状等 2 葬儀を行った者の金融機関の口座番号							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続		東京都広域連合の給付事業に区が上乗せして支給しており、継続して実施する。					

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			6年度	7年度	差額	勘定科目			6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費		4,017	4,353	336	行政収入	地方税等		0	0	0
		物件費		151	229	78		国庫支出金		0	0	0
		維持補修費		0	0	0		都支出金		0	0	0
		扶助費		0	0	0		分担金及び負担金		0	0	0
		補助費等		109,830	101,150	▲ 8,680		使用料及び手数料		0	0	0
		減価償却費		0	0	0		その他		117,105	110,185	▲ 6,920
		不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0		行政収入合計(a)		117,105	110,185	▲ 6,920
		賞与・退職給与引当金繰入額		390	1,158	768		行政収支差額(a)-(b)=(c)		2,717	3,295	578
		その他行政費用		0	0	0		金融収支差額(d)		0	0	0
		行政費用合計(b)		114,388	106,890	▲ 7,498		通常収支差額(c)+(d)=(e)		2,717	3,295	578
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		2,717	3,295	578			

備考 行政費用では、補助費等として、葬祭費が大半を占めている。
行政収入は、その他（受託事業収入、一般会計繰入金）である。

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	------	----	---	-----	---	---	----	---	----

区の実
施状況

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-06-29		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	歯科健康診査事業費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西	
			担当者名	倉科		内線	2391	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-02-01		歯科健康診査事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 30	（ 2018 ）	年度	根拠	健康保険法の一部を改正する法律。高齢者の医療の確保に関する法律・施行令・施行規則			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	75歳の後期高齢者医療制度被保険者に対して歯科健康診査を実施し、健康寿命の延伸を図る。							
対象者等	75歳の後期高齢者医療制度被保険者							
内容	口腔機能の低下を予防し、被保険者の健康の維持、増進を図る。 ①健診内容 問診、口腔内検査、健診結果の判定、結果の通知・説明と結果に基づく指導 ②実施方法 歯科医師会へ委託し、歯科健康診査を実施							
経過	平成20年4月 後期高齢者医療制度 施行 ※後期高齢者に対する健診の実施は、広域連合の努力義務とされている（高確法第125条）。 令和3年度 後期高齢者医療歯科健康診査実施（都広域連合の補助事業として、区が実施する。）							
必要性	歯科健診を行うことで、後期高齢者の健康づくりへの意識を高め、健康を維持・増進し、QOL（生活の質）の維持・確保ができ、また医療費の軽減にもつながる。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 1 区は受診券と案内を送付し区報などで歯科健診事業の周知を図る。2 健診の結果について歯科医から説明する。3 歯科相談など対象者が利用できる高齢者福祉課の講習会の案内を実施する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	歯科健診受診者数	126	122	99	150	200	目標値は対象者数の概ね1割
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
推進		推進		後期高齢者の歯科健診は、口腔機能を保ち、健康寿命の延伸を図るために重要な事業であるため、推進する。				

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			2,018	4,845	1,781	1,791	2,150	2,728	1,974
決算額（8年度は見込み）			653	3,743	1,085	1,064	1,217	1,103	1,974
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	歯科健診受診者数		-	47	120	126	122	99	150
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	ポスター・健診用帳票等	277	需用費	ポスター・健診用帳票等	341	需用費	ポスター・健診用帳票等	544	
役務費	郵送料	0	役務費	郵送料	0	役務費	郵送料	275	
委託料	歯科健診業務委託	940	委託料	歯科健診業務委託	762	委託料	歯科健診業務委託	1,155	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,004	726	▲ 278	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	1,217	1,103	▲ 114		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	1,219	1,100	▲ 119
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	1,219	1,100	▲ 119
		賞与・退職給与引当金繰入額	97	193	96		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,099	▲ 922	177
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		2,318	2,022	▲ 296	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,099	▲ 922	177
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,099	▲ 922	177

備考

行政費用では、給与関係費と、物件費として、歯科健診業務委託がかかっている。
行政収入は、その他（広域連合支出金（補助金）、一般会計繰入金）である。

問題点・課題

受診者数の増加のため、受診勧奨の方法を工夫し受診意欲の醸成を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	受診者数の増加につながるよう、周知方法を検討する。	資格確認書を送る際に受診券とチラシを同封しているが、受診者数のさらなる増加のためには、周知方法に見直しが必要である。	受診者数の増加につながるよう、周知方法を検討する。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施)	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
議 会 質 問 状 況 (要旨)	- 令和元年度9月会議「後期高齢者を対象とした口腔機能健診を実施すること」 - 令和7年度2月会議「8020に向けた後期高齢者歯科健康診査の拡充について」								

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	08-06-30		戦略プラン	○ 協働	● 業務	● 財務	○ 人事	
事務事業名	基礎年金事務費		部課名	福祉部国保年金課		課長名	中西	
			担当者名	田中		内線	2413	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-01-01		基礎年金事務費					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 8年度 ○ 7年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 34（ 1959 ）	年度	根拠	国民年金法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律 ほか				
終期設定	○ 有 ● 無	（ ） 年度	法令等					
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画		● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	04	健康を支える保険・医療体制の適正な運営					
目的	国民年金への加入をはじめとした国民年金制度に係る各種届出の受付時に、迅速かつ正確な事務処理を行うこと及び日本年金機構の国民年金事業に関する協力事務を行うことで、区内在住者の年金受給権の確保を図る。							
対象者等	国民年金の被保険者 1 区内在住の20歳以上60歳未満の方（厚生年金加入者等を除く。） 2 任意加入は、60歳以上70歳未満の方（厚生年金加入者等を除く。）							
内容	1 適用事務 国民年金への加入届をはじめとする各種届出書の受付、審査及び日本年金機構への送付事務 2 給付事務 国民年金制度における各種年金、一時金（老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・死亡一時金など）、老齢福祉年金、特別障害給付金に係る裁定請求書、日本年金機構への送付事務及び年金生活者支援給付金関係事務 3 国民年金保険料免除等事務 国民年金保険料（令和7年度は17,510円/月、令和8年度は17,920円/月）の各種免除・猶予制度等に係る申請書の受付及び日本年金機構への送付事務 4 広報事務 国民年金制度の周知を目的とした諸事業（区報への記事掲載・ホームページへの情報掲載等）							
経過	・昭和34年 4月 国民年金法公布 ・昭和36年 4月 保険料徴収事務開始(国民皆年金) ・昭和61年 4月 全国民を対象とする基礎年金制度の導入 ・平成 9年 1月 基礎年金番号制の導入 ・平成14年 4月 保険料の収納及び第3号被保険者に係る届出受付が国へ移管・半額免除制度創設 ・平成17年 4月 特別障害給付金制度及び若年者納付猶予制度創設 ・平成22年 1月 日本年金機構発足 ・平成29年 8月 年金の受給資格期間が25年から10年に短縮 ・平成31年 4月 産前産後免除制度の開始 ・令和元年10月 年金生活者支援給付金制度の開始 ・令和 8年10月 育児免除制度の開始							
必要性	法定受託事務として、区が行う事業とされている。 [根拠法令]国民年金法第3条第3項、国民年金法施行令第1条の2							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ） 届出書、申請書等の受理及び事実の審査を行い、日本年金機構に送付する。 日本年金機構との協力・連携のもとに実施している。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	被保険者関係届書受付件数(件)	3,648	4,384	5,128	5,128	-	国民年金加入届ほか、国民年金被保険者に係る各種届出書受付件数
	②	免除等申請書受付件数(件)	2,520	3,067	5,464	5,464	-	国民年金保険料に係る免除等の申請書受付件数
	③	給付関係書類受付件数(件)	100	123	93	93	-	障害基礎年金裁定請求等の給付に係る各種請求書等の受付件数
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続	法定受託事務であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			22,003	22,488	22,274	18,613	21,959	23,243	23,928
決算額（8年度は見込み）			21,620	21,972	21,226	16,560	19,722	22,143	23,928
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	第1号被保険者数		30,123	30,161	29,700	29,961	30,696	32,087	32,087
	国民年金保険料（月額）		16,540	16,610	16,590	16,520	16,980	17,510	17,920
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報酬	会計年度任用職委員報酬	12,277	報酬	会計年度任用職委員報酬	12,788	報酬	会計年度任用職委員報酬	13,545	
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	3,809	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	5,118	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	5,476	
共済費	会計年度任用職員社会保険料	2,047	共済費	会計年度任用職員社会保険料	2,771	共済費	会計年度任用職員社会保険料	2,860	
旅費	常勤及び会計年度任用職員旅費等	511	旅費	常勤及び会計年度任用職員旅費等	579	旅費	常勤及び会計年度任用職員旅費等	548	
需用費	事務用消耗品、印刷製本	283	需用費	事務用消耗品、印刷製本	498	需用費	事務用消耗品、印刷製本	507	
役務費	郵送料	39	役務費	郵送料	174	役務費	郵送料	173	
委託料	会計年度任用職員雇入時健康診断実施委託	0	委託料	会計年度任用職員雇入時健康診断実施委託	22	委託料	システム、会計年度任用職員雇入時健康診断実施委託	814	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	62,704	69,134	6,430	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	833	914	81		国庫支出金	63,658	64,331	673
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	755	0	▲ 755		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	63,658	64,331	673
		賞与・退職給与引当金繰入額	4,621	13,156	8,535		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,255	▲ 18,873	▲ 13,618
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	68,913	83,204	14,291		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,255	▲ 18,873	▲ 13,618
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,255	▲ 18,873	▲ 13,618		

備考	行政費用では、給与関係費が大半を占めている。6年度と比較して7年度の給与関係費が増加したのは、公務員の給与水準が上昇したことと、期末手当の増によるものである。行政収入は、国庫支出金（国民年金事務費交付金、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金）である。
問題	法定受託事務のため、経費の全額が国により負担されるべきものであるが、区への交付率が低いことで一般財源を投入して事業を実施している。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	関東信越厚生局、日本年金機構及び周辺区との連携を強化し、係事務運用の変更等に確実に対応していく。	関東信越厚生局、日本年金機構及び周辺区との連携を強化し、係事務運用の変更等に確実に対応することが出来た。	関東信越厚生局、日本年金機構及び周辺区との連携を強化し、国民年金事務処理の変更等に確実に対応する。
②	標準仕様の国民年金システム導入の準備作業、本番稼働後の対応を行う。	標準仕様の国民年金システム導入の準備作業、本番稼働後の対応を行うことが出来た。	標準仕様の国民年金システム本稼働後も適正に対応することで、確実に事務を実施していく。
③	当該事務に係る経費について、引き続きあらゆる機会を通じて国に対して全額の負担を求めていく。	当該事務に係る経費について、引き続きあらゆる機会を通じて国に対して全額の負担を国に要望する。	国民年金事務に係る経費について、引き続きあらゆる機会を通じて国に対して全額の負担を要望する。

他区の実況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
況(要旨)	・平成19年度9月会議「区として年金制度等の相談体制をとり、社会保険事務所への裁定請求や問い合わせに必要な書類の発行を無料にして便宜を図ることについて」								